

## 平成22年第4回幸田町議会定例会会議録（第5号）

---

### 議事日程

平成22年12月13日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第54号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  
第55号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
第56号議案 幸田町特別職報酬等審議会条例の一部改正について  
第57号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について  
第58号議案 幸田町子どもの権利に関する条例の制定について  
第59号議案 幸田町立学校体育施設のスポーツ開放に関する条例の制定について  
第60号議案 幸田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
第61号議案 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について  
第62号議案 幸田町公共駐車場条例の一部改正について  
第63号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について  
第64号議案 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について  
第65号議案 幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計設置に関する条例等の一部改正について  
第66号議案 幸田町観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
第67号議案 幸田町都市公園条例の一部改正について  
第68号議案 幸田町下水道条例の一部改正について  
第69号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
第70号議案 岡崎額田地区広域市町村圏協議会の廃止に関する協議について  
第71号議案 指定管理者の指定について（高齢者生きがいセンター及び高齢者ふれあいプラザ）  
第72号議案 指定管理者の指定について（ハッピーネス・ヒル・幸田）  
第73号議案 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第3号）  
第74号議案 平成22年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）

---

### 本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（16名）

- |     |       |     |        |     |       |
|-----|-------|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 浅井武光君 | 2番  | 酒向弘康君  | 3番  | 大嶽弘君  |
| 4番  | 池田久男君 | 5番  | 水野千代子君 | 6番  | 足立嘉之君 |
| 7番  | 鈴木博司君 | 8番  | 山本隆一君  | 9番  | 杉浦務君  |
| 10番 | 鈴木修一君 | 11番 | 大須賀好夫君 | 12番 | 内田等君  |

13番 丸山千代子 君      14番 伊藤宗次 君      15番 夏目一成 君  
16番 鈴木三津男 君  
欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	大須賀一誠 君	副 町 長	成瀬 敦 君
総 務 部	長	新家道雄 君	健康福祉部長	伊澤伸一 君
参 事		杉浦 護 君	環境経済部長	松本和雄 君
建 設 部	長	鍋田堅次郎 君	会 計 管 理 者	鈴木政巳 君
教 育	長	内田 浩 君	教 育 部 長	牧野良司 君
消 防	長	酒井利津夫 君		

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長	鈴木久夫 君	主 幹	鈴木政彦 君
---------	--------	-----	--------

---

○議長（鈴木三津男君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（鈴木三津男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は、11名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

---

#### 日程第1

○議長（鈴木三津男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、15番 夏目一成君、1番 浅井武光君の両名を指名いたします。

---

#### 日程第2

○議長（鈴木三津男君） 日程第2、第54号議案から第74号議案までの21件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる御答弁をお願いいたします。

12月10日の会議で、第67号議案まで質疑が終わっております。よって、本日は、

第68号議案にかかわる質疑から行います。

まず、3番、大嶽 弘君の質疑を許します。

○3番（大嶽 弘君） 第68号議案、これは下水道の料金ということで、この料金というのは、住民の使用・利用について住民は選択権がないというものであります。

選択権というのは何かと言うと、高いからやめる、安いから利用する、好きだから利用する、嫌いだからやめると、こういう問題ではない利用料金になってくるわけであり  
ます。

そうしますと、受益者負担をどうするかという問題がメインになってくると思うんで、一般会計から負担を求めるのか、個人的に別々に払っていくのかという問題になろうか  
と思います。

そうしますと、行政としてどこまで負担をどっちに求めていくかという限界がどうな  
るのかという指針があるのかないかわかりませんが、そういう非常に悩ましい、難し  
いテーマというふうに思っております。

22年度の下水道の特別会計の予算を見ますと、歳入総額約7億5,000万円、一  
般会計から4億4,000万で約6割弱です。それから、使用料・手数料収入が1億7,  
500万、これは23.4。歳出のほうを見ますと、事業費が4億1,000万で、借金  
返済、公債費が3億3,700万と、こういうふうな数字になっておるわけであり  
ます。

そうしますと、これはどういうことかと言いますと、使用料・手数料収入というので  
は、借金返済はととても及ばない、維持管理費も金がなくてできない、こういう計数表に  
なっているわけであり  
ます。

幸田町の下水道普及率と言うと、66.7%だというふうにメモした覚えがあるん  
ですが、農業集落も排水集落も含めるとかなりの数字になってきます。

そうすると、公共整備としてそういうものを整備すればするほど維持管理費が上が  
ってくる。国とか県の負担金というものは、建設とか改築とか、大きなものについては補  
助するけれども、維持管理には補助しない、地方自治体が全部持てよという話になっ  
てくる。

そうすると、一生懸命頑張って整備をすればするほど住民の負担がふえてくる。これ  
は当たり前、それを求めるかどうかというのは、みんなが決めることなのか、行政で決  
めることなのかという問題で、今回の問題については、みんなにやっぱりわかりやすく  
説明をして理解を得ていかないと、みんなが納得できないのではないかと  
いうふうに考  
えております。

今回の質問のペーパーの意味ですが、この最初の下水道利用料は、一般には各戸の負  
担額は不明。これはどういう意味かと言いますと、各戸に、あなたは幾ら、1回使っ  
たから幾ら、来月はあんた幾らだよと、こういう公示がないわけであり  
ます。そうすると、使った分だけは幾らになるよということとはしてやりますが、看板に表示があるわけでは  
ない。こういうものが今回のこの意味です。負担額不明というのは、そういう意味です。  
支払い額が明示されないということになると、どれだけ使ったら来月は幾らかかるか  
という予算が全く個人の家で立たないと、こういう意味であり  
ます。

それから、町が困るのかということはどういうことかと言いますと、国とか県の負担

金・補助金に影響が出てくるのか。例えば、幸田町については、ある程度料金を値上げしないと、今後、改築をする場合に負担をしないよとか、そういうような指針があるのかなのかということについて説明がいただければと思います。

それから、料金値上げの使い道ということですが、単に一般会計がえらいから使用者に負担を求めるといふ考えなのか、繰入金を減らそうという、そういう計画なのか、または今後、こういうどこどこ地区のこういうものを直していく、こういうものを5年で直していく、10年で直していくから、こういうお金が要る。そのために、これだけの受益者負担を考えていかないと維持ができないから値上げに踏み切るといふ意味なのか、そのあたりが漠然としておりますので、きょう質問をさせていただきました。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 下水道料金の受益者への負担の限界や、あるいは使用料の算定がわかりにくい、あるいは値上げする理由についてどうかというお話ですが、まず下水道料金は地財法では、維持管理や建設償還については、使用料金をもって充てなさいと、こういうふうに地財法で国の制度上は定められております。

そうした中で、今、議員の御質問の中で、限界値はどこかと言いますと、その幸田町では償還に3億少し、維持管理に1億少し、4億ぐらいまでは、これが国が言っておる使用料金をもって徴収する限界値であります。

各戸にはわかりにくいというお話ですが、これは定額料金制ではありませんので、流量制でありますので、水道の使用実績に基づいて下水道料金を納めていただくと、こういうふうになっておりますので、毎月、あなたは来月は幾らですよ、先月は幾らですよと、その実績での計算になりますので、たまたま改正をいただくと、下水道料金の計算を含めた、あるいは変な油や危険な物を流しちゃいかんという、こういうチラシを開栓届をされると同時に算定の根拠についてもお渡しをしております、それから水道料金のほうでは、下水道料金もあわせて掲示がされております。水道料金は水道料金で料金表を定めております。

それから、ホームページでは、水道料金と下水道料金は一緒に計算されますので、口径別の基本料金がありますので、口径と使用実績を入れていただくと、上水・下水合わせた数字がそれぞれ算定されるようにシミュレーション、ぽつと打ち込んでいただければ出るような仕掛けにはなっております。紙では、このいただいたもので計算しないと、これはそういうふうになっておりますので、ぜひその点については御理解がいただきたいと思っております。

それから、値上げをしないと国や何か困るかということですが、地財法の定めでは、地方財政を国・県が管理しておるわけですが、管理というのはおかしいですが、自治体でありながら、そういう統計を見てやるんですけれども、国は、私どもは不交付団体ですので、たまたま言うわけですが、交付団体に至っては、公共料金を著しく下げて財政負担を出しておるところに対しては、地方交付税を減ずるといふ措置があるわけなんですけれども、下水道料金については、国は基本的に150円を受益者負担として、標

準として、これは総務省のほうで財政負担が著しく変遷しないように定めております。

それから、値上がり分の使い道は、今お話のとおり、一般会計から4億円繰り入れておるわけですが、先ほどお話ししましたように、本来、使用料で払う金が4億あるわけですけれども、使用料で入ってくるのは1億7,200万ですから、その不足分はすべて、地財法で言うところの不足分は一般会計からの繰入金で賄っております。使用料が今度2,000万ぐらいふえますが、それでもまだ2億、建設償還や維持管理に不足するわけですから、一般会計からの繰入金をその分減らすということで、この収益をもって新たな事業拡張だとか、あるいは他の施設サービスを行うといったことではございません。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） もう1点だけお尋ねをします。

今の話であります、21、22年度、今までの会計予算の場合に、こういう値上げを織り込まずに予算編成をしてきた、そして乗り切ってきたということでもあります。そうすると、来期以降はこれをしないと乗り切れないのかということについては、どうお考えでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） お話のとおりであります、今回の値上げにつきましては、第9次行政改革、幸田町の全町の使用料・手数料について見直しをしようと、そういう中での下水道料金については、行革の資料でもお示ししておりますが、流量制と言いながら一律単価じゃありません。使うと少し高くなる、逓増制をとっておりますが、その高いほうでは、平均値の4割台の半分以下と、こういう数値を持っておりますので、やっぱり均衡を保つと、そういった意味で、今回、全町的な使用料・手数料を見直す中で、もともと平成2年から料金改定は、消費税が上がったときに消費税の改定をさせていただいておりますが、20年間現行料金で来ておるものですから、この点については、今、議員のお話のとおり、これで下水道がとまっちゃうのかと、あるいは町がとまっちゃうのかと、そういった課題ではございません。均衡を少しでも保つと、こういう意味でありますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 大筋は、大体わかりました。

あと、先ほどチラシの話がありましたが、チラシの出し方については、大きい字でわかりやすく書いていただいて、細部のわからん点は担当のほうにお尋ねできるというような体制で、なるべく多くの人に理解が得られるような努力をしていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 開栓届を出していただくと、このチラシを配り、これは物すごく大きな字で料金が算定されるように、今、議員のお話のとおり、議決以降、4月1日の施行で5月以降の徴収になるわけですので、広報をわかりやすく編集するように努力をいたします。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、3番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 資料要求をいたしましたところ、詳細に出していただきましたが、一般家庭への大きな引き上げということで言いますと、この下水道並びに集排合わせて加入件数が1万285件という中で、9,700件余りが一般家庭に相当するわけでありまして、その中でも、この料金値上げにかかわっては、合わせて2,900万円の引き上げという金額になるわけでありまして、今まで町民の皆さんもこの下水道や集排の引き上げということで、やはりいち早く耳にされているわけでありまして、そうした点から、なぜこの時期に引き上げなのかという思いが非常に強く出ているわけでありまして。

やはりこの下水道料金というのは、生活にかかわる引き上げでございますので、先ほど大嶽議員も言われましたように、いや応なく家庭に響いてくるというわけでありまして。

とりわけ、年金暮らしの御家庭にとっては切実な大問題ということをお訴えられるわけでありまして、そうした点におきまして、部長の説明では、一般家庭の引き上げはわずか147円だよと、こういうような数字が出されているわけでありまして、この147円の引き上げだけではないわけですね。すべていろいろと上がってくれば、これはやはり積み重なるといえるということで、大きな負担となってくるわけでありまして、個々にとって言えば、金額的に見れば200円に満たないという金額ではございますが、しかし家庭においては節約をしなければならぬほどの負担となつてあらわれてくるということから、そうした生活実態を無視した引き上げではないかというふうに思うわけでありまして。その点についていかがかということでございますけれども、御答弁をいただきます。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 生活に直結する、そのとおりであります。今回の使用料・手数料の改正の中では、下水道料金体系そのものが平成2年のスタートから改正していない、逡増制で言いますと、100トンから同じこの料金表、1,000トン、2,000トン、途中500トンもあるわけですが、逡増率が幸田町は突出してこれは低いわけでありまして、県下48の、今、公共下水道会計が行われていますけれども、下から2番目のような、逡増の部分では低いわけでありまして、この部分をどうしても会計の機会にはお願いをしていきたいと。家庭に付加するものにつきましては、10トンまでは基本料金であります。月額50円、二月での検針ですので、100円は1回の徴収に御協力をいただきたいと、こういった意味合いで、下をゼロ円で上だけ上げればよいという議論もあるかもしれませんが、私たちとしては全体の均衡というのはそういったものではないというふうな判断で、ぜひその点については、議員のお話の質問される意味は十分理解できますが、この点については私たちも十分全体の愛知県均衡、岡崎やなんかと比べたら断然に低いわけですので、その辺は御理解がいただけるように今後も努力していきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 見直しに当たって、使用料及び手数料についての資料が出されま

したけれども、その中で比較をしている自治体の中で言えば、幸田町は安いという部類に入るといふふうには認識はいたしますが、しかしこの愛知県下すべての中での幸田町の位置づけというのはどうだったかということでもあります。

安いから引き上げるよと、これは確かに比較をして安ければ引き上げるという論理は通るかもしれませんが、しかし住む私たちにとって言えば、やはり住みやすいまちというのがやっぱり第一ではないかというふうに思うわけでもあります。

特に、生活に即直結する、いわゆる電気・水道・光熱費、こういうものについて言えば、安くて生活しやすいというのが、やっぱり一番そのまちの住みやすさランキングの中ではトップに上がる事柄ではないかというふうに思うわけでもあります。

そうした点において、やはりこの県下の中での位置はどうかと。安い、安いと言われるかもしれませんが、幸田町がどの位置に属するのか、お答えいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） この資料以外でいきますと、今お話ししたとおり、愛知県で48の公共下水道会計を持っておるわけですが、20トンで比較しますと、現行制度では48企業の中では下から4番目、この改定後におきましても下から7番目という形、100トンに至っては、現行では下から、先ほどお話しした2番目、改定後も5番目という形で、逡増制をお願いしますので、1,000トン以上につきましては、2番目から10番目に若干上がりますけれども、5,000トンでも4番目から9番目と、こういったふうで、500トンを落としましたが、2番目から8番目、できるだけその点については、生活者に直結するということは十分認識して、全体のバランスの中でも、このことによって愛知県の10位に入ったとか、そういったことではないという認識でありますので、よろしく御理解がいただきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この料金体系で言えば、一般家庭において言えば50トンまでということでもありますけれども、この50トンを超える一般家庭というのはどれぐらいあるかということをございますけれども、そうした集計はやっておられるわけでしょうかということと、それから一般家庭の中で50トンを超える家庭と、並びにこの水道や下水、水道を使えば、当然下水道料金となつてはね返ってきますので、例えば水を使う中小零細企業の中で言えば、やはりこれが痛手となってくる町内業者もあるかというふうに思いますけれども、そうした即、生活並びに仕事へも影響をする零細業者等のそうした減免といいますか、そういうものというのはどうなんでしょうか、ございますでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 資料にも書いてありますが、50トン以上100トンが495件、これが営業、一般家庭と、こういった内訳は設けておりませんので、この点はぜひ一般家庭の水道の平均利用は月28トン、これが平均値で資料として、これは水道のほうでいただいた資料をそのまま算定をいたしておりますので、特別多く使われる家庭はこれより上回っていると、一般家庭がないということではないというふうに認識はしておりますが、それを営業だとか、そういった区分では分けておりません。

それから、減免措置についてはございませんので、他の事業、いわゆる経済産業省の、いわゆる経営安定のほうでお願いをしていくということでもありますので、よろしく願いします。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 資料を出していただいた8ページの中に、家事兼営業というのがございます。この家事兼営業の中で86件がその項目に件数がカウントされているわけですが、使用水量の量としましては、そのうちの1.3%でございます。この家事兼営業というところと言えば、町内の中小零細というところに位置するというふうに思うわけでありまして。

そうした家庭においては、これは50トン以上の世帯が多いのかどうなのかということでございますけれども、そうした統計というのはとっていらっしゃるのか、いらっしゃらないのか、あるいは商売も上がったかという、そういうふうな思いを強くされるところも実際あるわけですが、そうした点でいかがですか。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、その県水については掌握しておりますが、86件がどこの分布になると、こういった統計はとっておりませんので、よろしく願いします。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、一般家庭の引き上げと、それから企業への引き上げ、合わせて引き上げの資料がだされているわけでありましてよね。その中で、一般家庭にかかわる引き上げというのは2,800万のうちどれほどなのか、お伺いします。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 資料としては、一般家庭という組み立てでは分けておりませんので、50トンまでの影響で、細かい数字、これは表ができておりますので、足し算すればいいですが、そういう足し算しておりませんが、おおむね半分が付加されるという認識ではおります。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 一般家庭への引き上げがどれぐらいになるのかという、こういう計算もされないように生活実態を無視した引き上げになるのではないかというふうに思うわけでありまして。

とりわけ、世帯当たりの平均値は出ておりますけれども、しかしこの下水道料金の引き上げが、いわゆる家庭への負担となつてはね返ってくるということで、なぜこの不況の厳しい時期に町は上げるのかという率直な町民の思いがあるということを認識していただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 先ほど来お話ししておるように、一般家庭の方についての料金体系については配慮いたしたという認識でおりますが、料金について御理解がいただけるような努力をいたしていきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 以上、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 御理解をいただきますように料金値上げを徹底しますよと、こういうことですが、住民のほうは値上げの理由の徹底やら十分な説明を必要としているのか、それとも今のこの時期になぜ幸田町が住民の生活に痛みを与えるような、下水道や集落排水という公共料金の値上げを押しつけてくるのか、これは完全に違うわけですよ、あなた方の視点とは。

値上げしたから、値上げしたいから、値上げの理由やら説明を十分やれよというのは、値上げ前提なんですよ。住民の側は、なぜ値上げしなきゃいかんのかと、ここにあなた方の思いと住民の思いが雲泥の差ほど開いておるわけだ。

住民は何によってそういう状況を判断するのか、それは11月の広報で、我が町の財政状況はどうなっておりますかというのを出したわな。この原稿はそれぞれの担当の責任原稿だ。企画が旗振つとるもんですから、企画から依頼をされた依頼原稿。あなた方は、その依頼に基づいて責任を持って原稿をしたためたと。こういう形で広報がつくられて、その広報に書いてあることを住民は見て、「ああ、なるほど、我が町は健全なまちなり」と、こういう判断するような資料を出しとるのでしょうか。違うか、違いますか。

いや、下水道は大変なピンチでございます。どうしても値上げせなあかん。そこで、ひとつこんな場合で、赤字が累積しちゃって、もう明日にも下水はふん詰まりになっちゃうと、こういう書き方をしとるか。住民にどういう理解を求めた。そこから答弁いただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 11月広報で21年度の決算と、それから財政健全化判断比率、資金不足比率、これは9月議会で決算承認をいただきまして、それを事情で公開の義務と、それから今回の健全化指数につきましては、夕張の破綻以降、19年度決算から20年の施行でありますので、こういった指標を公表すると、こういう形になったわけですが、公営企業の資金不足比率というのは、この料金の適正・不適正を判断する比率指標ではございません。歳入欠陥を営業割の2割を超えたら、これはいかんですよと、この広報の中にも、これはじゃあそれが議員の言われるとおり、そんなことは判断できんぞとおっしゃられれば、おっしゃられるとおりだと思いますが、料金がいいか悪いかという判断比率を出しておるわけではありませんので、資金が歳入欠陥を超しておれば、これはそういったことで、先ほど来お話ししておる愛知県下のすべての公共下水道事業はこの比率には達しておりません。もちろん、歳入欠陥が収益の2割を超えたときに、初めてこの指標に、あるいは数字が出るわけですので、料金のことを議論しとる公表ではありませんので、その点はぜひ議員には理解がいただきたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなた、一生懸命逃げ道探しとるわけやな。私が申し上げて、あなたに答弁を求めたのは、住民は何によって町の行政の姿を知るか。議会に来とるわけじゃないでしょう。あなた方がそのために広報出しとるわけでしょう。広報で町の現状はこうですよと、皆さん御理解してくださいよと、こういうことで広報全体を編集しとる

でしょうが。

そうしたときに、あなたが、いや、資金不足は健全化判断比率の中に入っとるのか、入っとらんのか、そんなことをここでまた再議論しようと言っとるんじゃない。そんなことはさんざんやってきたわけだ。

だから、住民の視点・観点・生活の状況からどう判断するかと言ったときには、住民が広報の11月を見て、下水道事業、そうか1,047万円も黒字じゃねえかと、こういう決算ですよ。そうでしょう。

この内容がどうだとか、こうだとか、へ理屈・は理屈並べて自分の正当化を図るんじゃないくて、町から出された公の広報紙が下水道は1,000万を超える黒字決算を出しますよと、黒字になる経過がどうのこうのとちびっと書いとるけれども、そういうことじゃねえんですよ。

住民は、ああ、そうかいなど、黒字なのになぜ値上げせなあかんのかと、こういうことでしょう。そういう理解を求めたときに、なぜ値上げせなあかんのか。107%、148円になる。7円と、これは四捨五入して、上がらんようにぴんと切っちゃったわけだ。

住民の側、四捨五入して、半端が出たらみんな上げられちゃつとるわけだ。あなた方、資料どおりいけば、147円ちびっと出るもんだ。ちびっと出たやつをぱっと切る。住民の側は、147円と半端が出たら、148円に繰り上がるわけだ。そういう、小手先のことはいいわ。

だから、要は、住民に理解や納得を得られることをあなた方は11月の広報でお示しをされたでしょうと。お示しをされた上で、住民にさらなる値上げとして107%の値上げをするということの理屈はどうとりますかと、こういうことが一番問題なんですよ。

判断比率がどうだ、夕張になっちゃいかんと、そういうのをこけおどしと言うんだ。じゃあ、夕張になるような状況に来とるのか、ここが。幸田町が夕張の例を出さなきゃならんほど、当局も議会もそれ行けどんどんと、先のことは知らんと、おれたちの実績をどんどんつくりたいと、こうやって夕張が破綻したわけでしょう。国も北海道も、それ行け、やれ行けと、破綻してから、あんなばかなまちの運営をやつとるのでいかんわと、手前らの責任放棄しちゃつとるわけだ。だけれども、幸田町はそんなことではいかんわけだ。議会は議会としてきちっとチェックせなあかん。

そうしたときに、住民にきちんと説明できるような内容かどうかと、そうでしょう。そしたら、何で夕張を出してみたり、健全化判断比率を出してみたりと、そんなものはこけおどしと。住民が、それじゃあ夕張になっちゃいかんわねと、ほかの市町に比べてちいとは安いかなと、そういうところへ落とし込もうというあなたのたくらみが見え見えだ。

そういう中で、8月に使用料・手数料見直しに係る資料が出されておりますよね。これは、全部議員も持っておる。そういう中で、西尾市と幡豆3町と田原市、みんな700円ですよ、幸田町と一緒に、一般家庭においてですよ。一般家庭では、幡豆3町と西尾市・田原市は700円だ。幸田町と一緒にだ。

そういうときに、逦増の問題を今度は持ち出して、逦増は県下で下から2番目ですよと。逦増の問題と住民のこの1万200件余りかな、総件数で1万285件と、その9

4%が、いわゆる一般家庭と言われる人たちが使っている、その水道料金を、その中で現在の一般家庭にかかわる下水道料金は据え置いて、逡増の関係では私は若干問題があるなという認識は持っております。

しかし、そうした点でいくなれば、連れ小便的に何で一般家庭を引き合いに出さなアカんの。答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 広報のお知らせについては、ぜひ夕張のような自治体を出さないために、政府が新しく法律をつくって、健全化指標まで出せと、こういう形でありますので、ぜひ。

それから、黒字につきましても、歳入の中身が本来使用料で賄うべきところを一般会計繰入金で、もちろん一般会計が黒字であるから、そういったことができる、議員のお話のとおり、自治体としての経営は全体であれば健全でありますので、その点は私も同じ考えであります。使用料の中身については、この広報とは別に議論をいたしていきたいと思っています。

それから、逡増制について御理解をいただき、ありがとうございます。どうしてもこのことはやっぱり避けて通れないと。じゃあ、先ほど丸山議員からもあったのですが、必ずしもすべてが大企業だけに限らないわけですし、一般の飲食業をやっている方はたくさん使われていますから、その点では負担がかかるわけですので、先ほどの繰り返しになりますが、月額基本料金の方は50円、2カ月の検針でありますので、100円について御理解を賜ってまいりたいと、そして逡増のほうにつきましても、50%アップの150円を付加させていただくと、こういう形で全体の御理解をいただくために私たちとしてはそういった判断をして提案させていただいておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういうのを連れ小便と言うんだな。全体の御理解をいただくというのは、全体とは100%。100%の理解をいただくために、94%の値上げをしなきゃならんのかと。逡増を強めるということは、私は今の根幹からいけば、特に1,000トンクラス、1,000トンが平均でいけば48.8%と、こういう状況の中で、これはそういう点では全体の逡増を強めるという料金体系にしていくこと自身については、私は必要だろうと。

ただ、そうしたときに、わずかに3%、4%を正当化するために、全体だと言ってごまかすというのを言いごまかしと連れ小便論理だ。だから、物の都合のいいように、とろとろとろとろ数字を使われちゃ困るよと。大もとは、今回の関係は、なぜ一般家庭にむち打つような料金値上げを行革だという名前で押しつけてくるのかということなんだ。ここが一番の問題なんだわな。

そういう点から含めていくなれば、あなた方が幾ら理解と納得をいただきたいと言いながらやっとなことと、広報を通して、まさに全体の町民に知らしめたこととは、全然違うわな。そういうときに、自己矛盾を感じんのかということなんです。

自己矛盾を感じんのかということ、住民の痛みを感じないような行政を進めとった

ら、まさに夕張になるわ。夕張になったのは、何なのか。住民の痛みどころか、手前らの実績稼ぎのために、それ行けやれ行けと箱物ばかりつくったことによって破綻をしたわけだ。そんなことを住民に押しつけるような行政が住民の暮らしや生活の痛みというものを共有できるはずがねえじゃねえか。これが答弁いただきたいこと。

それから、もう一つは、今回、逓増方式を強められた。そのことによって、ほかの大口需要者の問題もありますが、この議会からいけば、町民会館、言ってみれば町民会館と言うよりもハッピーネス・ヒルだ。ハッピーネス・ヒルがこの逓増によってどれだけ影響を受けるのか、こういう問題ですよ。

これは後ほどの議案に出てくるので、これに関連して前もって話を聞いて、少しでも効率よく話を進めていきたいと、こういうことも私の思いがありますので、ハッピーネス・ヒル・幸田にかかわっては、逓増方式を強めてきた結果、現行料金総額がどれだけ、どのような形で膨らんでくるのか、説明がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 住民負担については、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、ぜひとも基本料金については月額50円、二月の検針で100円の御協力を、これはぜひ御理解がいただけるように努力をいたしていきたいと。

それから、ハッピーネス・ヒル・幸田につきましては、直近の12カ月の使用料調定をそのまま置きかえますと、2万1,564トン、年間12カ月の使用がありまして、使用料は197万683円ですが、改定後によりますと、249万683円、51万9,657円の26.4%の使用料をいただくこととなります。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ともかく、あなた方は先ほど私が聞いて、言ったことにも答弁せずに、都合のいいことだけ言っとるけれども、先ほど言ったように、田原市と西尾市と幡豆3町は700円でしょうと、幸田町と同じ肩を並べているでしょうと。そこが、県下でも低いほう、低いほうと言って、ばあばあ言って、住民に痛みを押しつけるような政治を進めとりますか。

そういうところでは、財政がどうなっとるか、会計がどうなっとるかはわかりません。しかし、決算上は赤字は出したらんはずなんです、会計上のやりくりはあったとしてもよ。会計上のやりくりまで私は入っていくつもりはないわけだ。入っていくつもりはないけれども、幸田町と同じレベルで県下でも低いほうだと言われるならば、同じようなことが出てくるでしょう。

あなた方が県下で低い、低いと言って、盛んに値上げの正当性をやったとしても、本当に幸田町が40数団体の中で一番低いレベルにあるのかどうかということになっておるでしょう。

そういう点からいけば、私は全く、あなた方がすぐ言う、均衡だ、均衡だと、ほかの市町との均衡を図ると。均衡を図れば、何で値上げという選択肢が出てくるの。あなた方の目はいつもヒラメだわ。ヒラメの目。ヒラメの目はどこにあるか、海底にぴたっとくっついてとるもんだ。ヒラメの目は全部上を向いとる。上を向いとる、その上というのは、行政水準を上げるんじゃねえわな。行政水準を上げるためにどこが高いのかと一生

懸命見とるんじゃないなくて、住民負担がどこが一番高くやっとなるかと、住民犠牲と負担を求めるためにヒラメの目になって一生懸命知恵を出して、工夫をして、努力をして、議員と住民をどうやって言いくるめるか、そんなところに知恵と工夫を出しておって、どうするだ。全体の奉仕者だと言うんでしょ、あなた方は。

さきも申し上げたように、地方自治法の第1条の2、これは「地方公共団体の役割」ときちっと書いてあるわけだな。地方公共団体の役割とは、「住民の福祉の増進を進めることを基本とする」と言っとる。値上げをすることを基本とするなんて一言も書いてない。地方自治法にぴたっと基づくならば、均衡だと言ってヒラメの目のように値段の高いところばかり一生懸命見詰めるようなことは自治法から大きく外れますよということじゃないですか。

ということとあわせて、先ほど Happiness・ヒル・幸田全体で52万円だな、51万9,600円ですから、26.4%になる。これほどの値上げをすればどういうふうになるのか。これはいいわ、後の議案があるんで。その点だけきちっと、それが受益者負担という名前で、指定管理者で自分ところから離れちゃったから、どんどんやられたれなんていう発想じゃねえかなと、それは後ほどの議案で触れます。

したがって、私が申し上げたいのは、あなた方が行革だ、何だかんだという名前で、均衡を保つためと、均衡は必要なこともある。しかし、あなた方の均衡というのは、行政水準と住民サービスをより高くしていくという、そういう均衡を保つんじゃないわけだ。あなた方の均衡とは、住民負担、受益者負担がほかの市町と比べてどうあるのかと、こういう均衡だわな。それで、幸田町が飛び抜けて高いものは知らん顔しとるわけだ。直さないかんところは、高い物は絶対下げへん。こういう発想じゃないですか。

そういうことも含めて、この議案でトータル的にいけば、増強を強めるということが、全体の4%程度が何で連れ小使的に住民の負担と一緒に全体と理解だと言われるならば、そういうこともきちっと住民にわかるように説明をしないと、大須賀町長、3カ月、町長に就任して途端に住民の痛みのわからない、住民に痛みを押しつける確かな力、これが大須賀町長なりと、こういう評価になるんで、そこら辺はきちっと説明がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 増強制について改正をいたす、それと先ほど来の使用料をもってすべて充てることはとても不可能ですが、今、本来、使用料をもって充てる財源は43%の充当率になっています。これで48%、それでも52%は一般会計からの繰り入れでこの維持管理と資本償還をしていくわけですので、税の負担と利用者の負担、幸田町全町でこういった集落排水を含めると99.6%の利用者があるわけですので、いづれにしても皆さん方の負担のもとにこうした事業が成り立っておりますので、行政サービスについては最大の努力をいたして、こういったことが十分御理解がいただけるように引き続き努力をいたしていきたいと、かように思っております。

○議長（鈴木三津男君） 以上、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第68号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時01分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第69号議案の質疑を行います。

まず、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 資料の提出を要求いたしましたところ、出していただきました。

そこで、今回の引き上げは、公共下水道並びに集落排水合わせての引き上げの資料となっております。そこで、集落排水事業における一般家庭と並びに営業用、その区分けの件数ごとに出していただきたいわけでありますけれども、その点は今出ますでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 集落排水が総計2,820件の今利用をいただいておりますが、一般家庭は2,630戸、それぞれすつと言っちゃいます。家事用共同4、家事兼営業29、官公署5、公衆用5、官公署以外30、学校5、病院8、事務所等53、営業用40、工場用5、その他6、190件が一般家庭以外の利用となっております。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） これも、集排も下水も一蓮託生で市街化区域、調整区域、分け隔てなく住民にペナルティを与える、値上げをすると、こういう発想だわな。そら、そこで、別にあんたところは集排だ、ここは下水だと言って料金に差をつけないというのは基本的な幸田町のスタンスですから、そのこと自身はいい。だから、結果的には、繰り返しになるけれども、11月の広報で集排はどういう状況かと、こういうことも住民に知らしめておりますよね。それは770万円、下水は1,047万円ですが、集排は770万円、会計で黒字を出しとりますと、こういうことですよ。

つまり、住民には、あれもいい、これも何も御心配要りませんよと言っておきながら、集排・下水合わせて値上げをする、こういう発想やそういう町の行政の進め方、そこに住民の生活をどう思っておるのか、痛みを共有できておるのかということですよ、尽きれば。ということと同時に、この集落排水については、13地区すべて事業が完了して、起債も新たに起こすことはない、よほどのことがない限りね。

そうしますと、借金返済にずっと、この起債は償還期限が長いもんですから、通常よりも。という点からいけば、どんなに努力をしても集排の会計だけで、いわゆる使用料で収支が黒字になることはあらへんわけだ。

ということは、これからずっと先、一般会計の補てんをしなければ会計そのものが成り立たなくなりますよということをおなた方は百も承知なんだわ。ということは、行政が事業を進めていく、そのことによって住民の負担が生じたときには、行政としてその負担をストレートに住民に付加してはいかんよということなんです、原則わな。

ですから、憲法で言うならば、国民は健康で文化的・衛生的な生活を営む権利を有すると。その権利を保障するのは、国と地方が責任を持ってその基盤をつくっていきよと、こういうことですよね。そうした事業の中で集排がつくられた。これは、憲法の保障するところの国民の権利を具体化した。そのことによって、今度は住民が、言ってみれば、いわれなき値上げを押しつけなきゃならない理由がどこにあるか。繰り返しになっても、きちっと説明がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 議員のお話のとおり、幸田町、全町下水道化ということで、市街化区域、調整区域、13地区をやって、99.6%の広範囲で全町が、いわゆる事業の利益は共有しておるわけですし、料金も同じ体系をとらせていただいておりますので、その点については、今お話のとおり、集落排水は機能強化を今年度で終わりますと、維持管理コストだけですが、起債残高は20億ありまして、30年償還ですので、5年据え置き25年、長いですが、それは7,000万の使用料に対して1億5,000万ぐらいの償還をずっとこの先も行っていくわけですので、先ほどの議論の繰り返しになりますが、使用料でもって収支をやるということはとても困難ですので、一般会計から繰り入れをいただいて、この会計を円滑に推進していくと。

その上で、先ほど丸山議員の2,630戸の方が一般家庭利用ですので、農村域の使用が過大にあるということは想定がないわけですので、そういった方についても月額の利用について、先ほどの繰り返しになりますが、一般会計の税でもって負担をする分と使用者負担をもってこれを町として行っていくと、全体の財政を整えて、行政サービスは一層努力をしてその負託にこたえていきたいと、このように思っています。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第69号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第70号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第70号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第71号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 高齢者生きがいセンターと、それからふれあいプラザの二つの施設を再指定という形で候補者としてシルバー人材センターが上がっているわけでありましてけれども、この再指定に伴って、この指定期間が5年間という長きにわたるものではありますが、当初の指定管理者制度が導入をされた当時、この5年間で指定管理者として指定をしてきたわけでありましてけれども、5年間運営をしてきて、今までほかの自治体でもそうでありましてけれども、この5年間という年数がやはり長いのではないかとということで、3年から4年、そういう年数に見直しをしていく、こういう自治体もあるわけでございます。そうした点から、この5年間という、この長いスパンでの再指定という件について、検討してこなかったのか、お伺いをしたいというふうに思います。

次に、11月10日の文教福祉委員会に出されました資料でございますけれども、こ

の指定管理者の中間評価というのを出されているわけでありましてけれども、この中間評価と言いつつも、次の指定に向かつての評価をされてきた点でございます。

その中で、この今後における業務の改善の方向性というものが二つの施設でも出されているわけでありましてけれども、やはりただ単に管理運営するだけではなく、いかにその施設を地域の福祉活動の拠点としてさらにバージョンアップさせる必要があるのではないかとというふうな今までの管理を見てきて思ったわけでありまして、その内容を含めた形の中で新たな指定として内容を盛り込んできたのかという点でございますけれども、その特徴ある中身があれば、お示しいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 1点目の指定期間の関係でございます。

私どものこの2施設につきましては、従前、指定管理者制度に移ります前から、両施設ともシルバー人材センターを管理団体として、旧の地方自治法になるわけでございますけれども、公共的団体ということで、そちらに管理委託をするということでやっておりました。それが、平成15年の地方自治法の改正で、直営もしくは指定管理者制度のいずれかでなければならないと、こういうことになりまして、私どもの両施設につきましては、従前のままの形態を引き継いでいくということで、シルバー人材センターを指定管理者としたわけでございます。

したがって、5年間でやっていくという点につきましては、当初、幸田町の指定管理者制度を設けるときの、全施設5年間でいくということで行われたわけでありまして、私どもの施設につきましては、その5年間の間で特別問題もございませんでしたし、やはり従前からの経過もあるということで、今後についても5年間のスパンでよろしいだろうという結論で、今回、御提案をさせていただいております。

それから、2点目でございますが、私ども両方の施設とも健康保持のための相談ですとか、教養・趣味向上のための講座、地域社会との交流、この三つが両施設に共通する設置上の目的でございます。これらの利用目的が達成されるように指定管理者に努力をしていただかなければならないわけでございますし、また私どももそのようお願いをしていきたいというふうに思っております。

特徴をとということでおっしゃられたわけでございますけれども、これとって特徴的なことを今回の再指定に向けてはないわけでございますけれども、私どもも先ほど申し上げました、この目的が達成されるように、今後締結していきます管理協定の中でも運営等に係る連絡会を設けるということになっておりますので、目的達成に向けての提案、またお願い、そういうものはしていきたいと、そのように思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） シルバー人材センターの事業として課せられた部分というのがありますよね。シルバー人材センターも事業者でありますので、そうした点におきまして、やはりこの事業者としてのさらに発展を求めるという点もございまして、

そうした点におきまして、この今後における業務改善の方向性というのが出ているわけでありまして、その中で団塊世代の加入が多く見込まれるという、そうした高齢者の就業開拓、こういうのがやはり期待にこたえていくべきだという、そういうニーズもあ

るわけですが、残念ながら今の社会状況の中では、非常に厳しい不安定雇用が続いている、さらには年金の65歳以上からの受給という点からすれば、60歳定年を迎え、それから5年間が大変厳しい生活実態が予想される中で、やはりここの高齢者の生きがいセンターに対する期待というものもあるわけですが、そういう中で、町としてはこの指定に当たって、そうした点を今までどおりの運営でいいのかという点でありますけれども、やはりこうしたところへのきちっとした対応を求めていくという観点から、どのように指導、あるいは指定に当たってのこのとらえ方をやってこられたのかと同時に、今度は指定管理料の問題でもございますけれども、そうしたものを含まない、いわゆるこの指定管理者制度というのは、総人件費の抑制という中で出てきた制度でございます。そうしたことがより前面に出されてくると、指定管理料が前回よりも下がってきている中で、どうこの指定管理料を検討してきたのかという問題にもなるわけですが、補正予算のほうで出ておりますので、またそれは次に移りたいというふうに思いますが、そうした点でお答えいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 高齢者生きがいセンターのほうにつきましては、先ほど申し上げました目的のほかに、高齢者の就業機会の提供というの、これは一丁目一番地の目的でありまして、議員おっしゃられるように、団塊の世代の方々、24年生まれの方が定年を迎えられました。そういうことで、非常に需要が多くなってくるわけですが、しかしながら、提供できる軽作業といえますか、そういうものはこの景気状況では非常に厳しい、そういうところがございます。

そうとは言いつつも、定年を迎えられた方々のニーズも当然多くなっていくというふうに思いますので、いろいろな就業講座ですとか、そういう今までにない取り組み、あるいは企業訪問等をシルバーからもやっていただいで、そういう機会の開拓確保に努力をしていただく、そのように私どももお願いをしてまいりたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この生きがいセンターの設置目的というものも、この指定管理の協定の中で盛り込みながらやっていく、そうした点において言えば、今度は指定管理料の問題ですけれども、この見積もり等がどのようにそういう町として指定に当たっての盛り込むべき点に反映されたのかという点でございますが、そういう住民のニーズにこたえていくためには、事業をより積極的に展開していくためには、やはりこれはお金の絡む問題でございますので、そういうものを狭めていくと、今度は事業展開が厳しくなってくる、そういう恐れがございますが、そうしたものも盛り込んで再指定に当たって臨んだのかということでございます。

次に、ふれあいプラザでございますけれども、ふれあいプラザの運営におきましては、前々から、やはりもう少し高齢者の利用促進という、そういうことも追求してまいりましたが、この管理運営に当たっては、パート対応をしながら、そして対応しておられるという点からすれば、積極的な事業展開とはなっていないというふうに思います。

そういう点で、やはりもう少しこの施設の活用という点もきちっとこの中に織り込んでいくべきではないかというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） まず、就業機会の関係でございます。

今回補正でお願いをしております指定管理料の債務負担行為につきましては、これにつきましては、施設の直接維持管理に要する経費ということでお願いをしております。

議員御指摘の就業機会の確保のための経費につきましては、私どもはシルバー人材センターのほうに運営費補助を行っております。そういう中で、そういう経費を使っただいでシルバーで工夫をしていただいで努めていただくようお願いをしまりたいと、かように思っております。

それから、ふれあいプラザでございますが、こちらにつきましても、先ほど申し上げました健康増進等の事業、そういうものにどんどん利用転換を図っていただきたいというふうに私どもも思っております。

カラオケ中心のプラザのあり方が決しているとは思っておりません。先ほど申し上げましたけれども、運営のための連絡会等でそのようなお願いをしまりたいと思いますし、既にシルバーのほうでも長時間の利用等については制限を加えるとか、そういう形で新しい取り組みも進めておりますので、それをどんどん発展をさせて利用増進につなげてしまりたいと、そのように思っております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ふれあいプラザがシルバー人材センターの管理運営ということで、あわせての指定管理でございます。それで、このそもそも指定管理者制度というのは、民間にできることは民間にという中で、なおかつ公務員の人件費削減と、そういう点から生み出されてきた制度でありまして、この公の施設を直営か、あるいは民間か、どちらかの制度を選ばなければならないという二者選択の中で幸田町は平成17年度に指定管理の方向でいくということで出てきたわけでありまして。

ですから、この再指定に当たっては、やはりこの5年間の検証をしていく、そういう中でこの事業評価も行われたわけでありましてけれども、この事業評価を見ても、内部評価で、これは外部での、あるいは町民の評価には至っていない。ですから、それでよしとしてきた町のあり方にも問題があるのではないかというふうに思います。

ただ、管理すればいいという、そういうことではなくて、やはり生きがいセンターやふれあいプラザが住民の福祉の充実に寄与できる、そういう施設にしていくためには、今までどおりのやり方であったら私は発展はないというふうに思いますが、そうした点で、この事業評価をきちっとして、そして指定管理の年数ももう少し3年ごととか、そういうふうに5年間という長期にわたるのではなくて、やはりもう少し短期にして、そして何かあったら、やはりどちらかの制度にしていくという、そういう見直しの機会が短いほうがよりいいのではないかというふうに思いますが、またこの指定管理料のあり方のチェックもできますので、そうした点でお答えいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） まず、指定管理の目的であります。

議員おっしゃられるように、民間でできることは民間でということで、地方自治法の改正がされたら、それも事実でございますが、冒頭にも申し上げましたけれども、この

両施設につきましては、むしろ公、私どもがやるよりも、シルバー人材センターが管理者となっていくほうがより目的が達成をされるということで、従前から管理者をシルバー人材センターとしておたつたわけでございます、私どもはその形を指定管理者制度に置きかえたものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、指定期間等の関係でございます。

基本的には、今回、5年間の再指定期間をお願ひをしていくわけでございますけれども、それに基づきまして、5年間何もなしではなくて、各年度、さらに年度協定を締結をしてまいります。それと、先ほども申し上げましたけれども、運営のための連絡会を設けていきます。

今までそういう調整会議がうまく機能しておたつたかどうかはちょっと不明でございますけれども、これからはもうきっちり私どもも年度、年度、当然管理をしていきますし、運営についてもより成果が出るように調整をしていきたいと、そのように思ひます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） シルバー人材センターが今までも管理運営をしてきたというのは事実でありますけれども、しかしそこに町の職員が派遣をされてたわけですね、2名から3名。そういう中で管理運営をし、そして町の事業がストレートに反映をされてたということからすれば、この平成18年度からは指定管理者となつて、そして民間としてそこが管理運営をしていくということで、直営施設ではなくなつてきたわけでありまして。そこに大きな違いがあるということをやはり認識していただきたいと思ひますが、そうした点で、従前どおりだよという、そういう見方であつては困るのではないですか。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） シルバー人材センターにつきましては、議員おっしゃられるように、以前には町の職員を派遣しておたつた時期もございまして。

現在は町からの派遣はないわけでございますけれども、かわりにシルバーでの職員の雇用ができるように、先ほど申し上げた補助金等で保障しておりますので、より派遣職員ですと二、三年のサイクルで変わっていくわけでございますけれども、シルバーに本当に精通した職員が育っていくということでございまして、町として丸つきり無責任なというか、そういう立場ではございませぬ。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） シルバー人材センターで正規の職員として雇用をすると、それはそれでいいわけでございますけれども、そもそもこの指定管理者制度の導入の目的というのは、公務員の削減と、こういう中で生み出されてきた制度でありまして、そうした指定管理料を抑え、そして人件費の抑制をする。

そうしますと、たとえこのシルバー人材センターで正規職員となつても、これが公の施設の中でも劣悪な職場環境の中で、そして官製ワーキングプアと言われるのをますます助長させる、そういう制度にほかならないというふうにお願ひいたしますけれども、そうした点で、このシルバー人材センターの正職員の雇用の実態というのはどうなのかと、公共に比べてその身分がどう保障されているのか、公務員と同じレベルで雇用実態があるのかということでございますけれども、そうした点ではどうでしょうか。そういう点も抑

えての指定管理設定ということにしていたのではないですか。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） シルバーのプロパー職員の処遇が現在どうであるかということ、そこまでは調べておりません。

しかし、私が承知しておりました時点、今から六、七年ぐらい前になりますけれども、その時点におきましては、給与規定等につきましては、町の規定を準用しておりましたので、特別悪いということはないかと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第71号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第72号議案の質疑を行います。

まず、5番、水野千代子君の質疑を許します。

5番、水野君。

○5番（水野千代子君） まず、今回の議案でございますが、今回の議案はハピネス・ヒル・幸田の指定管理候補者の選定についての議案でございます。

平成18年度から指定管理者として5年間、文化振興協会が管理団体として運営をされてまいりました。まず、その成果をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 文化振興協会に指定管理者を指定しまして5年目であります、その成果ということであります。

町民会館の利用者、また図書の出冊数、プールの利用者ともに委託前よりも減少はしておりますが、これは近隣の市に同様の施設ができたことというふうに思っております。逆に予想していたよりも減少幅が小さかったというふうに思っております。特に、出冊数につきましては、全体では減少しておるわけですが、岡崎市民の方の出冊数が大幅に減ったということで、逆に幸田町民の出冊数はふえているといったような状況であります。

また、町民会館につきまして、地域における文化・芸術の振興による創造性豊かな地域づくりに功績があったということで、平成20年の1月に総務大臣賞を受賞されました。

今までの蓄積されたノウハウを発揮しまして、常に町民の目線に立って各施設の管理と自主事業を展開されてみえまして、住民意識調査におきましても、「イベントが楽しみなった」「サービス・宣伝が充実した」「対応がよくなった」など、施設運営に対してよい評価を得ておりまして、成果が上がっているというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今、さまざまそれぞれ三つの施設についてお伺いをしたわけでございます。

実績は、確かに私も住民の方々からお聞きすることもありますし、また私も実際、町民会館、またプール、図書館もそれぞれ足を運ばせていただきますが、確かに指定管理者となったからサービスは私はよくなったのではないかというふうに受けとめております。

町民プールのほうでも、やはり新規の取り組みもかなりされておりますし、またPR

とか教室の募集も、さまざまな教室の募集もやられております。これも本当に評価したいというふうに思いますし、また図書館等も、今部長が言われましたとおり、貸し出し冊数ですか、これも確かに多くなっておりますし、私の聞いたところによりますと、平成21年度の県内の公立図書館の中の住民1人当たりの貸し出しランキングでも幸田町は1位になっているという、これは町内の方だけではないのかもしれませんが、私はほぼ町内の方々の住民の方々が、大多数の方々がこの図書館に足を運んでおられるのかなというふうに評価もしたいと思いますし、また今、総務大臣表彰を平成20年のときに受けられた。これも、やはり町民会館としての今までの実績、これが全国的にも国レベルで評価されたものではないかなというふうにも評価をさせていただきました。

また、最近行われました住民調査、ことしの7月に行いました住民意識調査も読ませていただきました。これも、今部長が言われるように、全体的にはサービスが向上したというものが62%以上になっている。この辺も、本当にこの文化振興協会の努力が私は認められているのかなというふうに思うところでございます。

今回の議案に出されております指定管理候補者を選定するまでの経過についてをお伺いをしたいというふうに思います。

まず、募集期間と質問受付期間が平成22年の10月6日から10月29日となっておりますが、募集方法は公募とされたのか、また公募は何件あったのかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 募集方法は、実質的には文化振興協会1社ということでありませぬ。

募集期間等は、議員が言われたとおりであります。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 公募とされたのかということもお伺いをしたわけですが、後から御回答を願いたいというふうに思います。

それから、選定委員会に参加された指定管理者選定委員会委員のことでお伺いをしたいというふうに思います。

ここに行政委員4名と書かれております。また、利用者の代表委員3名というふうになっておりますが、それぞれの氏名と、それぞれまた利用者代表はどのような利用者代表の方々が委員となって参加されたのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから、選定委員会では、どのような内容・意見が出されたのかということも、具体的なものがございましたらお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 済みません、言葉足らずで申しわけありませんでした。

一応、公募はいたしました。資料を発送したのは文化振興協会1社ということになります。

それから、選定委員会でありませぬが、7名の委員でありませぬ、内部委員が4名、そして外部委員から3名ということでありませぬが、外部委員につきませぬは、利用者ということで、それぞれ町民会館、そして図書館、そしてプールの利用者の方の代表という

ことで、1名ずつであります。内部委員につきましては、副町長、そして総務部長、そして教育部長と施設管理課長の4名であります。

内容であります、そのときにいろんな意見が出されました。応じてよい意見ということですが、「気持ちよく利用している」、あるいは「接遇は気分がよく、全体の雰囲気もよい。トイレもきれいで、よい感じである」、また「自主財源をふやす努力・工夫をされたい」といったようなことであります。

それから、外部委員の名前ですか、手元に資料は持っておりますが、名前のちょっと公表は差し控えたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 利用者代表の名前は差し控えたいということですが、名前を差し控えるのであるならば、代表というだけで、それぞれの各代表と言われました。確かに町民会館、プール、図書館の代表と言われましたが、そういう身分の方たちはどういう方なのかということをお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

利用者代表ですので、すべての利用者の代表ということは、かなりの利用をされて意見を言われる方なのかというふうには理解をしますが、どういう方なのかというのがわからないと、私も質問ができませんので、その辺のこともお伺いをしたいというふうに思います。

それから、意見と内容でございますが、ちょっと部長、早口でぱつと言われましたので、しっかり受けとめられませんでした、やはり指定管理者候補の選定に対する委員会の意見でございますので、もう少し具体的なこういう具体的なこういう5年間のこの運営方法の内容によってこういう意見が出されたというのをもう少し具体的にお示しただかないと、「接遇の対応がよくなった」とか「トイレがきれいになった」とか「自主財源の有無」なんて、これだけでは私は選定委員会の開かれた意味が少し足りないのではないかなというふうに思いますが、具体的な内容を、もう少し意見の内容をお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 選定委員会の内容であります、それぞれまず最初に文振協のほうから、事業の説明、今後の5年間の説明等をいただきまして、その後、質疑・応答をいたしました。その後、委員同士で意見を交換しまして、それぞれ項目に沿って評価をしたといったようなことでございます。

それぞれ厳しい意見も、先ほど「自主財源をふやすような工夫」といったような意見もございましたが、おおむね「今までやってきたことはいいことで、よくやっている」と、「今後も期待できる」といったようなことであります。そして、選定委員会としましては、指定管理者として適切な団体であるといったような答申をいただいたものでございます。

それから、委員につきましては、すべて団体ではございません。個人で、団体代表者ではありませんので、やっぱり公表はちょっと差し控えたいと思います。

それでは、まず町民会館の利用者ということで鈴木 豊様、そして町民プールの代表ということで小野マコ様、そして図書館代表ということで成田シゲタ様であります。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今、お名前もお伺いさせていただきました。

その方々からはおおむね指定管理者としてはよい評価であったということで、あと工夫もすることもあるということもお話を伺いました。

それでは、行政委員のほう、こちらから出られた4名の方々はこれに対してどのような御回答をされたのか。また、選定委員会と答申が同じ日になっております。その日に委員会が設けられまして、その日のうちに結果を答申されたということになっております。5年間で16億円もの経費がある、その内容のものが管理されるわけでございます。その管理者が決まるということでございますが、その日のうちに十分な審議をされて結果を出されたのか、そういうことを思うところでございます。

また、そのような、ここにも具体的な出された議案の中にも選定理由もそれぞれ書いてございますが、これらの評価結果として答申を出されたわけですが、それらの審査の採点の結果があるなら、お聞かせを願いたいというふうに思います。

例えば100点評価にいたしますと、何点ぐらいの評価として、今回、この指定管理者制度の管理者として選定しますよというような、そういうものの内容がこの中でされたのかどうかというものがあつたら、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 委員会の内容であります。先ほど議員、利用者の方の質問に対して内部委員からどのように答えたかといったようなことを言われましたが、質疑・応答というのは、委員のほうから文振協に対しての質疑・応答でありますので、ちょっと委員から委員への質問という形ではありませんので、御理解いただきたいと思っております。

それから、採点、いわゆる審査の方法、採点であります。7名の審査委員がそれぞれ持ち点100点で採点をしました。24項目についてそれぞれ採点をしました。それぞれ持ち点は、各項目は5点とか3点とかいろいろあるわけですが、そういう形での合計が100点満点といったようなことで、平均で76.8点でありました。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） また今後、この選定が決まりますと、今後5年間、管理として運営をされていくわけですが、今、採点評価点は76.8点というふうに言われました。それでは、100点に持っていくまでのアドバイスというの私はあるんじゃないかなというふうに思います。評価された、そのマイナスのところをどうしたらいいのか、またさらなるサービスをするにはどうしたらいいのか、それぞれあるかというふうに思いますが、今後のアドバイスのことについてお伺いをしたいわけですが、指定管理者制度の現状と課題についてはしっかりと担当側、要するに行政側の私は指導も大切ではないかなというふうに思います。何でも丸投げで、これだけでやってくださいよという、それだけではなくて、やはりある程度の今の現状はどうか、また今の課題についてもしっかりと行政側もしっかりと把握をして、それに対する町側の力量というの私に求められているのではないかなというふうに思うわけですが、その点についてのお考え、またこの5年間、これからの5年間じゃなくて、過去の5年間では、そういう町側としての、行政側としてのアドバイスはどのようなことをされてきたのか、また今後、

どのようなことを指導されていくのか、そういうことについてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 文振協への指導という面につきましては、過去、今、5年目ですが、正直言いまして、十分指導したといったことは言える状態ではないと思っております。

施設管理課が担当をしていたわけですが、正直、門外漢という雰囲気もその当時ありまして、いま一指導不足ということは否めないというふうに思っております。

今後につきましては、機構改革等によりまして施設管理課を一応廃止しまして、それぞれの施設を担当する課に事務分掌は所属させていきたいということで、ハッピネス・ヒル・幸田等の、いわゆる指定管理者に関しましては、生涯学習課のほうで担当していく考えで今調整を行っております。

生涯学習課につきましては、今までも文化事業等も行っておりますので、適切な指導ができるものというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今までは施設管理課、また今後は生涯学習課で担当をして指導をしていくというふうに言われました。確かに、課としてはそのような課が指導をしていくのかなというふうには、それは思うところでございます。

しかし、ハッピネス・ヒル・幸田というのは、町民会館、プール、また図書館、それぞれの施設の目的が違う施設をたくさん持っております。それらのやっぱり違うものを持っている、そこに十分な指導ができる、サービスの指導ができるというか、そういうことを担当課が熟知していないと私はできないのかなというふうに思います。

私がハッピネス・ヒル・幸田を利用させていただくときには、本当にこの5年間で夜間の利用に当たっては、町民会館の会議室でございしますが、その利用に当たっては、シルバーの方々が夜遅くまでいらっしゃいます。事務をされております。その方々は本当に丁寧なんです。一つ一つが、あいさつも丁寧、こちらから聞くことを本当に丁寧にいろんなことを教えてもいただきます。

また、図書館も、この5年間、本当に蔵書を含めて、いろんな新しい新規の事業も行ってありますし、そういうことも含めて、プールも同じでございしますが、すべてのことを熟知していないと指導はできないのかなと、要するに力量が足らなくなってしまうのではないかなというふうに思います。

そういう意味から言いますと、しっかりとした担当課がこういうハッピネス・ヒル・幸田全体のことをしっかりと指定管理者として選定するわけでありますので、その辺のことをしっかりと知っていただきたい。知っていただくには、やはりその文化振興協会の意見もそれぞれの施設の意見があるかというふうに思いますが、その辺の意見もしっかりと聞いていただきたい。聞いていただいて、やはり運営をしていただきたいというふうに思います。

町民会館は我が町のシンボルでございしますので、住民の人たちがしっかりとサービスが低下しないような、そういう運営もしていただきたい。そのことについては、また後

からの議案でお話しさせていただきますが、しっかりとした行政側の対応を求めるものでございます。その辺のお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 指定管理の問題でございますけれども、ちょっと私と水野議員の最初の視点がずれている。私自身がずれているのかどうかわかりませんが、私どもは文化振興協会に管理委託をしているわけではないわけです。委託をすることによってこちらから指導するとかということですが、要は文化振興協会というのは、NHKであったり、CBCであったり、そういう一つの業者としてとらえて、そこからプレゼンを町に対して、こういうことをやりますよということを持って来る、それが指定管理者なんです。

ですから、私どもが、確かに1社しか今ございません。その中で甘えていただいているので、本来は一つの業者が町に対して私どもの業者はこういう形でこのハピネス・ヒル・幸田全体をいい方向に持っていく、こういう形でやりたい、経費はこれだけかかります、そういうことのプレゼンをしていただいたのが、ここの副町長がやっております委員会の中でございます。そこで内容についての審査をしているわけでありまして、そこをちょっと履き違えると、すべからくこちらが委託して、それを全部おんぶにだっこで文化振興協会をやっていかなければいけないかと、そういう問題ではないんです。

やっぱりその文化振興協会が一つだけけれども、幸田町のお金をいただいて管理運営をどうやってやっていくかと、それに頭をひねっていただいて、町民の皆さんに、これだけ一生懸命やって町にサービスするんだという精神でなくては、その根本が違いますと、これは大きな考え方が違ってしまいうけであります。

ですから、私はあえて今、教育部長がああだこうだと言っておりますけれども、その根底を間違えると、指定管理と委託の違いでございますので、その辺だけ御理解いただいて、今後についても、今、文化振興協会じゃなくてもいいわけです。NHKでもいいですし、CBCでも東海テレビでもいいわけです。しかしながら、今までの長い経過の中で一つの文化振興協会は一生懸命やってきております。この評価をしながら、これを今の形で評価して、今後とも継続してやっていただけるかどうかということの評価させていただいているわけでございますので、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 私の今、質問の内容等が、若干、その指定管理の運営と質問が違うのではないかとということで今言われたわけでございますが、私も指定管理というものは十分理解しているつもりでございます。ハピネス・ヒル・幸田の文化振興協会が本当に頑張っていただいております。しかしながら、それをやはりどのような受けとめ方をするのかということも、私は行政の一つではないかなというふうに思います。

やはり、どんなことでもそうですが、住民は利用しています。それぞれのハピネス・ヒル・幸田を多くの広場と合わせまして利用していただきますし、また住民の意識調査のこれから見てみますと、評価をしているのはわかっております。

評価をわかっているのであるならば、やっぱり同じような行政側もそのような見方、

今言って、またあれしてもいけません、やはりしかしながらそういうものをどのぐらい私は熟知しているのかということが一つ一抹の迷いがありましたので、今、お聞きをしたわけでございますが、指定管理としてはきちんとここに出ておりますので、評価をされたのかなというふうに思います。

しかしながら、また選定委員会等もしっかりと今回は行われました。しかし、先ほどもありましたとおり、やはり5年間というのは長いわけでございますので、その一年一年のしっかりとした運営の評価等も合わせまして、しっかりとした管理者としての選定ができますように私は願うところでございますが、毎年毎年のその辺の運営委員会、連絡協議会、そのようなものについては、このハピネス・ヒル・幸田についてはあるのかなのかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 文化の発信基地ということで、そのノウハウ等は私どもは文振協にはかなわないといったようなことでございまして、文振協は今までも4年間、しっかり管理運営されてきていい評価をいただいているといったようなこと、そして今後も、もし今回、こうしてお認めいただければ、さらに来年から5年間ということであります。文振協のノウハウを私どもにも逆に教えていただいて、例えばいろんなこういうふうにしたほうがもっとよくなるので、例えば施設整備なんかでお願いしたいとかといったような提言、あるいは意見具申等もあれば、私どもは当然、そういう聞く耳は持っておりまして、対応していく方向というふうに思っております。

そして、一連の評価の関係であります、毎年、その前年度の結果につきましては、報告書をいただいております。

また文振協につきましては、ハピネス・ヒル・幸田運営協議会というものを設けておりまして、毎年開催をされております。回数はちょっと忘れましたが、理事会と運営協議会で、御質問のほうは運営協議会のほうだと思っておりますが、毎年開催をされておるようであります。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、5番、水野千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時57分

---

再開 午前11時06分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 12月10日の朝日新聞に、県の施設の運営の件で、「指定管理者制度が苦戦」という記事が載っておりました。

そういう中で、この応募が1団体や2団体以下だった施設ということで、応募団体数が1団体のところでは、施設が老朽化していたり、集客数をアップさせて利益を出すことが見込めなかったりして、施設自体に魅力が乏しいといった、そういうものが応募が1団体しかなかったということで、その指定管理者の応募があったのが県の教育スポー

ツ振興財団と、こういうところしか大体なかったと、あるいは愛知県の公園協会と、そういうふうにいわれる今までその指定管理者になる前は県の外郭団体というところでやってきた、そうしたいわゆる公共的団体というところが事業者となって応募をしてきたという、そういう実態が浮かび上がったわけでありまして、今回の幸田町の事例でも同じであります。

この文振協1件しか公募がなかったということからすれば、幸田町のこのハピネス・ヒル・幸田の施設が、いわゆるおいしい施設ではないといえますか、もうかる施設ではないという、そういうことで企業から、あるいは民間からの公募がなかったと、そういうことにつながるのかなというふうに思うわけでありまして、町としては1件しか公募がなかったということについてどのような評価をされておられるか、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） ちょっとよくそこまでの分析はしてはおりませんが、今、私が思うに、幸田町は文化振興協会がやっているといったようなイメージがついているのではないかと、またよくやっているのではないかとといったようなこと。

そして、一つは、図書館が入っておりますので、図書館というのは営利を生まないという施設で、指定管理には一部なじめないのではとといったような考えもあったかもしれませんが、よく分析はしておりません。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） もともとこの指定管理者制度そのものが民間企業の参入、それと同時に公務員の人件費削減、総人件費削減という中で生み出されてきた制度でございますが、そうした中で、公の施設を直営化、そしてあるいは指定管理か、この二者択一が迫られた、その中で、今回、指定管理の再指定という形で議案が出されているわけですが、この再指定する中で、第71号議案でもお伺いをしたわけでありましてけれども、なぜ5年間だったのかと、5年間の指定管理で来たのかという、その点でお伺いします。

それと、今回もそうでありましてけれども、ハピネス・ヒル・幸田という、そのエリアの中の施設をすべて委託をすると、指定管理で指定をしていくという、そういうことで図書館も含まれているわけでありましてけれども、そもそも今、部長がおっしゃられましたように、図書館はやはり指定管理になじまないものであるということからすれば、図書館を指定管理から外すべきではなかったかと、直営に戻すべきではなかったかというふうに思いますけれども、その点ではいかがかということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） まず1点目の、なぜ5年間ということではありますが、今までと異なりますか、18年からことしで今5年目に入っているわけですが、これを長くしよう、または短くしようといった観点での検討は、もうはっきり正直言いまして、いたしませんでした。今まで5年間であり、今後も5年間というような感じで来たものでございます。

そして、図書館は指定管理になじまないのではといったような質問でございます。県

下の状況では、資料にも提出しましたように、図書館、直営が多いわけですが、本町のように複合的な施設ではないというふうに思っております。

本町でも、図書館を切り離すことも検討いたしました。効率的・弾力的な事業を実施していくには、ハピネス・ヒル・幸田全体を指定管理者施設とすることが最良と判断をいたしました。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 5年間の間でいろんな物価の変動、あるいは景気の動向等によっていろんなことがございますが、この指定管理料の中で管理運営に要する費用は5年間で決められるわけでございますので、そうした点からすれば、やはり余り長いと、今の経済の状況に合わない、そういうことも考えられるわけでありましてけれども、そうした点は加味してあるのか、それとも全くそういうのは念頭に置かなかったのかということでございます。

以前に重油が大変値上がりをして、農業者の方々が大変な御苦勞もされて、営業が成り立たないという、そういうような状況もございました。これは、町民会館にとっても同じようなことではないかというふうに思います。

また、年数の関係で言いますと、例えば町の事業でもそうです。3年間でローリングプランでやりながら、いろんな事業も展開している中で、5年間という長いスパンの中で固定をしていくのはどうかということでございますけれども、そうした点は全く考慮がなされていないのかということと同時に、金額はまた補正の中で触れますけれども、やはりそうした長い期間の中で事業が成り立たなくなっていく、そういうことのないように、途中でとてもやっていけないという、そういうことで、例えば民間が投げ出してきた事例もお隣にございますよね。

ですから、そういう点でのやはり町民にとっては、これは指定管理者が管理運営しよう、町が運営しよう、これはどこが運営しよう、とにかく使いやすい、便利でサービスがよい、そういう施設であるのはごく当たり前のことでありますよね。

ですから、そういう点であれば、やはりこの指定管理者制度というのは、官製ワーキングプアを生み出す、その一つの要因にもつながるわけでありまして、そうした点におきまして、やはりこの事業が5年間というスパンではいかがかということでございます。例えば、県下の中で幸田町よりも短いスパンがあるところがあるのかどうか、またあわせてお尋ねしたい。

次に、図書館は効率的にハピネス・ヒル・幸田の中で運営できるので、やむを得んよというようなことを言われたわけでありまして、ことし、文教福祉委員会の視察の中で視察をいたしました久御山町のゆうホールという、一つの複合施設がございましたけれども、そこは事業団が指定管理者として運営をしていましたけれども、図書館だけはやはり指定管理になじまないということで、そこだけが、1階の施設でありましたけれども、直営で運営をしておりました。

それで、幸田の状況をお話をしながら問いましたところ、何ら問題はないと。逆に、町の職員もいるし、お互いに連携をしながらできるから、逆にもっと住民にとってはサービスができますよと。それから、以前にも言われましたけれども、指定管理者になっ

て図書館も自由に、もっと利便性が高まってくるよと、幸田町は。そういうふうに言われましたが、そちらも直営でも別に7時まで図書館は開いていると、ですから直営でもできるわけです。

以前には、民間になったから7時までできるんですよと、こういう説明を受けましたけれども、それは別に直営であろうが、指定管理であろうが、やる気の問題でありますので、特にそれは住民サービスの一環として町がどういうふうに運営をしていくのか、そこがきちっと定まっていればできるわけですので、それは言いわけにしかすぎないということが明らかではないかというふうに思います。

そうした点で、やはり指定管理で経費削減をしていけば、このここで働く職員の処遇という点につきましても、パート対応、それから正規雇用、あるいは司書としての専門職が本当にきちっと評価をされないで安上がりのパート労働者として使われていく、そういう図書館運営になってきている実態があるわけです。そうしたところからすれば、やはり図書館は直営でやるべきではないかというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） まず、5年間の件でございますが、丸つきり検討しなかったわけではございません。

今、不況の状況が続いております。これが直ちに回復してといったような状況ではないというふうに考えておまして、5年間、総額で固定されるわけですが、その間の大きな経済状況はないというふうに思っております。

一例としまして、原油が大幅に上がって、使っている油の価格が高騰したことがございました。そのときに、結果的には短い期間で済んだわけですが、あれが長く続くと、ちょっと運営に支障を来すといったようなこともございましたが、結果的には短い期間で済んで、経営努力でその分は吸収したといったようなことも聞いております。

県下の年数であります。5年よりも短いところもあるように聞いております。箇所数はちょっと承知はしておりませんが、4年から、もちろん長いところもあるようですが、ちょっと箇所数までは承知はしておりません。

それから、直営にすべきであるといったような御指摘であります。ゆうホールでの複合施設ということで、どのような施設があるか私は承知はしておりませんが、そこでは図書館だけは直営でサービスの向上にもなっているといったような状況でございます。

本町としまして、先ほども申しましたように、三つの施設を一緒に指定するということで、例えば町民会館で大きなイベントがあってホールがいっぱいになったときにちょっと応援に行くとか、夏のプールの忙しいときに応援に行くとかといったような応援体制もできておるといったようなこともございまして、一体として指定していくのがいいというふうに判断したものでございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 応援体制があるということは、それだけその施設がぎりぎり運営されているということですよ。ですから、ただ管理運営しているだけなら、最低の職員数で対応できるけれども、じゃあもっとサービスをよくして、そこが非常に稼働力がいいというふうになったときには人手が足りんよと、そういうときには応援できるよ

ということで言えば、この指定管理というあり方が、やはりぎりぎりの人員で、そしてぎりぎりの体制で管理をしなければならない、そういう指定管理設定という形の中でやられているからこそではないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

その施設が十分人員もとって、そしてそういう行事があるときには、十分体制も整っているよという、そういう内容ではとても指定管理者として受けられないと、そういう内容ではないですか。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 例えば、人員配置、管理の方法につきましては、文振協のほうで行っておるもので、私どもが口を出す筋合いのものではないというふうに思っております。その応援体制も、文振協のほうが自分たちの考えで、よりよく効率的に無駄のない経営をしていくための一つの方策であろうというふうに私たちは逆に評価をしているといったようなことでございます。

どこでも余裕のある人員があればいいわけですが、町費からもたくさんの金額が投入されている以上、ある程度、経営的な面も十分管理して運営されていると私どもは判断をしております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 5年間指定管理で管理運営をしてきた結果、もうかればもうかるほど指定管理料が節約をされると、そういうような設定にしかないということからすれば、じゃあそこでもうけようと、例えば評判がよくて、その施設がどんどん使われて、そしてホールとして、あるいはプールとして事業収入がもうかるよと、そういうことであれば、今度は、もうかっているんだから、あんたのところは減らせるはずでしょうと、こういう評価がされるということにつながるんじゃないですか。

そうすると、さらにまたその事業者は企業努力でこの人件費を削減をしてくる、パート対応でどんどんどんどん職員が劣悪な雇用条件に追いやられてしまうと、いわゆる公の施設でありながら、そこで働く職員は本当に大変な状況の中で働いているよということになってきているのが今の制度の中身ではないかというふうに思います。

先ほど、第71号議案のときに福祉部長が言われましたけれども、外郭団体だから幸田町の職員に準ずるよと言われましたけれども、じゃあ職員の公務員労働者と同じ給与水準で文振協の職員は推移しているのかと、全く同じ状況の中で来ているのかと。そうしたら、この指定管理者制度というのにはならなかったというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

それから、図書館の件でございますけれども、やはり図書館は図書館法に基づいて管理運営がされているところでございますし、また図書館というところで、やっぱり高度な技能等や、あるいは司書等が要求される職場でございます。

そうした点で、やはりこれはもうけの対象にならない施設でありますので、そうした点から効率的な図書館運営ということではなくて、きちっとやっぱり子供たちや住民、利用者に、そうしたサービスを提供する場として、またそこに働く司書もきちっと専門職の身分保障もしながら提供していくと、そういう場にすべきではないかというふうに思いますが、やはりそうしたところで図書館は直営に戻すべきだというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） まず、今いろいろ何点か言われまして、まず最初、もうかればさらに削減をしていく懸念があるといったようなことですが、例えば文振協がこの5年間、たくさんしっかり自分たちが稼いでいただいたといったようなことに関しましては十分評価をしていくものでありまして、その上前をはねると、いわゆる吸い上げるといったような考えは毛頭持っておりません。

それから、図書館の直営の件であります。文振協の方々が自主的な運営でこの図書館を管理運営しているんだという自覚が十分今生まれてきております。ということで、より質の高いサービスを模索しているといったような状況でございます。

サービスが低下すれば利用者は減ると、結局、自分たちの首を絞める状況になるわけでありまして、そういう面で、文化振興協会の方々は指定管理者になって今まで以上に意欲を持って管理運営に努めていただいているというふうに私どもは判断をしております。

また、給与水準であります。丸つきり町と同じというわけではございません。当然、採用した年、それから経験年数等も違いますが、平成18年に指定管理にしたときに就業規則とか給与規定とかといったような労働条件等につきまして、町に準じて改正をしたものであります。丸つきり一緒というわけではございません。詳細につきましては、資料で提出をさせていただきましたが、これを参考にさせていただければと思います。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そこで働く人たちは、やはり自分たちの仕事に誇りを持って住民サービスに努めているわけですので、私はそれを否定しているものではありません。

ただ、やはり図書館という、そういう施設においては、指定管理者はなじまないということでもあります。そうした点におきまして、県下の中でも10指定管理者がございませぬけれども、しかし幸田町の場合は、同じ複合施設の中の同一敷地内にいるわけでありまして、建物は全く違うわけでありまして、そこで直営に戻すということは別に何ら問題はないわけでありまして、要は人の配置をどうすべきかということでもあります。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 先ほど来申しておりますように、3館一体としてやっていくほうが何かとよいという先ほどの方法といったことで、繰り返しになりますが、そういうような判断をいたしましたので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうも焦点がずれとるという意味合いを非常に持つわけですが、そういう点で、まずこの町民会館、プール、図書館、これはいわゆる公の施設ですよ。その公の施設とは、そもそも法律ではどう規定してあるのかということでもあります。それは、地方自治法の第244条に定めてあります。第244条とはどういう内容なのか答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 第244条は、「公の施設」についての規定でございまして、その第1項で、「公の施設とは」という定義がございまして。「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義をされております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それはお説のとおり。

そうしたときに、公の施設とは、住民の福祉増進を目的、じゃあその住民の福祉の増進というところの福祉というのはどういうものですか、指定管理となじむものでありますかどうかということなんです。答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） ここで言う福祉というのは、私が教育で言う福祉ではなく、町民生活全般を指している、町民といいますか、国民ですかね、というふうに理解しております。文化の振興等も町民の福祉の一環であろうと、いわゆる心を豊かにするようなものというふうにも言えますし、福祉の一環であろうというふうには理解しております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） だから、あなたも答弁された。

福祉の増進をする目的を持つための施設と言っとるんだ。施設なんだ。あんた、町民一般だと、そのことでまぜ返してあいまいにしてもらったら困る。

公の施設とは、町民一般とか、住民一般を言っとるんじゃないんですよ。福祉の増進を目的とする、その目的が達成できるための施設が公の施設なんだよと、これが大前提だ。だけれども、「町民一般だ」「福祉一般でやっております」なんていうことを言って、まぜ返しをするなということなんです。

だから、そういう点からいけば、指定管理者制度がこの第244条の定めるところに合致する制度であるかどうかということと言っとるんだ。答弁いただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） この施設、いわゆるハピネス・ヒル・幸田の施設がという理解をさせていただきますが、この第244条の1の公の施設に合致する施設であるというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あんたと禅問答やっつとるつもりはねえわけだ。議案そのものがハピネス・ヒル・幸田の指定管理の問題なんで、この施設、あの施設の問題じゃなくて、条例そのものがハピネス・ヒル・幸田を指定管理者でやっていきたいということなんで、それではもうちょっと観点を変えていく。

第244条の2、その3項、どうなっておりますか。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 済みません、第244条の2の第3項につきましては、「地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下「指定管理者」と言いますが）に、当該公の施設の管理を行わせることが

できる」という規定でございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、指定管理者制度を導入するには、まず前提として、この施設が設置目的を効果的に達成するために必要があると。何でもいいで、丸投げして安上がりで人件費削減して、町の公営経費を安かろうにすればいいんだよということは法の精神には書いてあらへんわけだ。あくまでも、公の施設として第244条で規定をした目的が効果的に達成するために必要があると、達成されると、これが前提なんです。そのために指定管理者制度を導入するならしてもいいですよと、ただし条例を設けよと、こういうことなんです。

そうしたときに、じゃあこの法律に基づいて住民の福祉増進の役割を、施設そのもののほうだ、施設というのは言ってみれば箱物だ。そこで働く人たちがどういう状況に置かれておるかということが、この法律に定めるところの福祉の増進の目的を達成するための一番の基盤なんです。

先ほど言ったように、安上がりで経費の削減だけが目的であな方は指定管理にしたわけだ。そういう点から言って、資料にも出されております。先ほど町の職員に準じる云々と言われた。言いごまかしもいいとこだわな。

内容、11月24日に臨時議会が開かれました。そのときに、人事院の勧告に基づいて職員の本給と期末手当が削減をされました。そのことによる影響額はどうかと、こういう資料を出しましたよね。

その中で、給与の影響ということで、4級の職員、主任・主査クラスで42歳、諸手当を含めて削減した結果、年間658万8,009円、こういうふうになりますよという資料ですよ。

この議案質疑であな方が出された表の9ページ、正規職員、週40時間、土日勤務、週番勤務あり、こういうことで職員1人当たりの年額でいきますと201万9,500円、片や658万円、片や201万円、これが準じたということが言えるのか。準じとるか。準じとると言うなら、あなたはそこで頑張っていきなさいよ。

まさに、幸田町という官製団体、いわゆる公共地方団体、官製団体が指定管理者制度という制度を導入して、そこに働く人たちの極めて劣悪な労働条件と給与水準を押しつけて経費の削減、こういうことをやってきたわけですよ。

先ほど来からの答弁で、指定管理者上でき論をぱっとやられた。そこで職員の人たちが一生懸命頑張っている。だからこそ成果が生まれとる。そこは当然だ。しかし、その人たちの労働条件がいかに低いのかということは、今申し上げた数字、これは私が言っとるんじゃない。あなた方が資料として議会に出されたものを採用して発言をしとる。

こういうことについては、まさにこれが直営施設だったら、こんなこと通るか。通りますか。不利益処分で、人事委員会でやられるわ。指定管理にしたことによって、片や658万円、片や201万円と、この実態は、まずあなた方が認められるかどうか。認めるも認めんもねえわけだな、資料で出しちゃってる。

認めるかノーかどうかということと、指定管理者制度そのものがワーキングプアと言われる働く貧困層をつくり出している幸田町における大もとの問題じゃないですか、こ

この関係でいけば、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 伊藤議員、資料の多分、9ページを見られて言われたかと思いますが、今、201万9,000円、これは正規職員の8名分の月額給料の合計であります。そのほかに各種手当、賞与等もありまして、御確認をいただきたいというふうに思います。

そういうことで、基本的には先ほど丸山議員のときにも申しましたように、町に準じた形での勤務条件等であるというふうな文振協の方針であります。私どもが給料が安い、低いということは一概に言えるものではありませんが、町に準じた形で文振協がこのような職員人事体制をとっているということについて、町より劣っていると、ワーキングプアといったような考えは私どもは持っておりません。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） よし、わかった。

そうすると、じゃあここに資料がありますように、1人当たりの給料月額25万だ。これは間違いのないわな。25万2,437円、これが1人当たり給料月額A分のBと書いてあるわけだ。

そうしたときに、じゃあ先ほど申し上げた4級の42歳の町の職員は658万円ですから、単純に12で割って、諸手当も含めて、12で割るというわけにはいかんけれども、じゃあ片一方でいけば、25万円をぱっと計算して、12カ月で300万ちょっとという点から含めて、これが相当なものだと、比較対象しても、そんなものは見劣りせんよという発想だ。

もう一つは、今度、嘱託職員1カ月当たり19万4,000円、その嘱託職員が11名働いておる。つまり、嘱託職員というのは、正規で雇用されていない、雇用されていないことによる身分の不安定さ、雇用の不安定さと、こういうものがあって、それを非正規雇用の実態とワーキングプアをつくり出している要因のもと、あなた方はそれを容認して、それを前提にして指定管理者制度の中でこれをやっとなるわけなんですよ。

もしもそういうことをやらんで、これが直営だったら、こんな水準でいったら、休館するわな。バリケードがつくられて、立入禁止だと、こんな劣悪な労働条件で何で私たちが働かされにやならんのかと。だけれども、指定管理者なら、あてがいぶちでうまく知恵出せと、考えてやれよと。やった結果、上でき論でございますよと、そんな形で上っ面だけ表面だけ見て判断してもらっちゃ困るという点からいけば、少なくとも先ほど申し上げた正規の職員並びに嘱託職員、さらに非常勤、これが17名もおる。17名もおって、時間給でいけば820円から750円です。こういう状況の中で支えられている指定管理者制度におけるハピネス・ヒル・幸田だと、こういう実態をまずあなた方が認めるか認めないかという点で答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 先ほど伊藤議員、町が約六百二、三十万あってということですが、文振協のこの資料によりますと、1人当たり平均であります、月額の給与を8で割った数字でありまして、本給についてはもっと差があるものでございます。当然、

経験年数によっても違いますが、平均年齢は町の42歳よりは低いというふうに聞いております。具体的な数字はまだ報告が来ておりませんが、町の42歳よりは低いというふうに聞いております。

それから、嘱託職員1人当たり平均で19万4,000円、これも差がございまして、経験年数、勤務状況によって差があるわけですが、議員言われるワーキングプアの定義がいま一定かではないわけですが、世間で言われるところによりますと、年収が200万以下、いわゆる週40時間で年収200万以下というふうなことで私は理解しておりますが、そういった方につきまして、嘱託職員についてはないというふうに思っております。

非常勤につきましては、一部、まだ経験年数の浅い方等もございまして、200万以下の方も計算するとあるようであります。官製のワーキングプアづくりといったようなことを全面的に否定をするものではございませんが、そういう面もなきにしもあらずといったようなことも承知はしております。文振協のほうの雇用条件・労働条件等、今後改善が図っていかれるかもしれませんが、私どものほうからあせよ、こうせよといったようなことは言うべきことではないというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） お説のとおりだ。

あくまで、指定管理者制度というものは、行政と指定管理者、こういう制度は、わかりやすく言えば、幸田町が指定管理者に金を出し、金を出したら口も出すじゃねえんだわ。金を出すけれども、口は出さない。指定管理者の自主性と自立性・独立性、それがきちっと担保されていなきやいかん。担保されていなきやならんということは、自己決定と自己責任が、これが貫徹されるようできなくや、議会であせよこうせよと言って、あれもやれ、これもやれ、こんなことがあるんだというのは、それは議会が言う分には構わんとは言わんけれども、議会が言ったとあなた方はすぐ議会の表に出して、都合の悪いことは、議会が言った、議会が言ったとやるんでいかんけれども、原則は、金を出すけれども口は出さない、その金が十分であるかどうかなんです。だから、そういう点が私は問題だと。

そういう点で、先ほどからちょっといろいろ議論がありますが、指定管理についての選定委員会というのがありますよね。その中には、指定管理にするに当たっての指定管理者のほうから事業計画というものが出されております。これは資料として後ほど出していただけるかどうか、事業計画を、それがまず第1点。

それから、もう一つは、そうした中で、じゃあこの中間評価と言つとるわけだ。中間評価と言ったら、5年間のうち3年が過ぎたらというのが基本的な考え方だけれども、4年目になって、もう5年目に入って、どうせえ、どうせえと言ったときに、いや、これは中間報告をやっていかんと次の時期指定ができんからというあなた方の姿勢がおかしいということなんです。

もう指定管理者、次をどうしようかと思ったら、文振協がどうのこうのじゃなくて、次の指定管理をやろうと思ったら、中間点、もう3年目に入ったら、事業者の選定から、事業者から出されてくる事業計画、そうしたものが全部内部でチェックしとらなあかん

わけだ。

だから、公募だと言っても、応募は一つしかありませんでしたよ。一つしかないということだけれども、資料はそこしか渡しておりませんからと言うわけでしょう。そんなもの、公募という名を借りた随意契約だ。言葉の遊びをしとるわけだ。資料は一つしか渡しておらんかったけれども、公募だと言っておりますわと、そんな答弁をしゃあしゃあとやるところにこの制度そのものに大きな欠陥がある。

したがって、私が申し上げたいのは、こうした指定管理者制度そのものが、先ほども丸山議員が言ったように、図書館はもうなじむものではないと。あなた方の資料にもありますように、愛知県下の公立の図書館の数73館、そのうち指定管理者は10、直営の数が63、もう圧倒的なんですよ。

指定管理、いわゆる金もうけを対象にする施設ではないと。図書館に入ったら入場料取られるよと、そんな施設じゃなくて、そもそも文化とは何ぞやというところの議論がないから、こういう話になってくるわけですよ。金もうけの対象じゃないけれども、図書館をそういうところにしましょうよと、こういう発想ですよ。

そこでお聞きをするけれども、そもそも文化とは何ですか。私はできたら教育長に、そもそも文化とはどういうものかという御高説をいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） まず、今後の文振協の事業計画の資料提出の要求ということですが、これは提出をさせていただきたいというふうに思います。

2点目の中間での評価、遅いのでは、出おけているのではといった御指摘であります。私どもは、5年目に入ったことに過去4年間の評価をしたわけですが、本来でいくと毎年やるべき性質のものが中にはあるかなと思っております。若干、出おくれた面も否めないというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 文化についての定義はいろいろあろうかと思いますが、学問とか芸術とか人間の営みによって作り出されたもの、あるいはその社会で受け継がれる生活や行動のあり方と、このようなものではないかという解釈をしております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 事業計画については、提出をされるということですので、提出を待って、また次の議論の発展になるかなと。ここでやりたいけれども、やれへんわな。

それと、もう一つは、文福の11月10日の日の協議会の資料、その中で、先ほど言われた中間評価の関係で、だれが中間評価したかと言ったら、教育委員会施設管理課ということなんです。その中で、収支の状況というのが、判定としたらB判定。B判定の中で、点数は5点満点中、3点、3点と。こういう中で、こういう評価をなぜしたと言ったら、いや収支がねえと。収支状況がそうですから、収支状況の判定はそうだと。

そうすると、あなた方の視点・観点は何なのかと。要は、収支改善するなら、貸し館でやれと、自主事業やれば、そんなもの赤字になる。貸し館でやったら赤字になる。そうしたことも含めて、私はあなた方の立場はいかんということです。

私なりに文化とは、いわゆる人間の精神面におけるすべての物を文化という、極めて

あいまいだけれども、非常に幅広いということだと思えます。

そうした点から含めていくなれば、まさに文化の殿堂だと言うならば、今のようやり方はそれにはなじまない、ましてや図書館は・・・なんて、そんなだれが答弁したけれども、そんな問題じゃない。大筋は何かという点で、私は立つべき立場をきちっと明らかにしていただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 文化、先ほど収支の状況も言われまして、質問の趣旨は、こういう文化に関しては、収支、いわゆるもうけることとは違うのではといったような意味合いかなというふうに私は理解して答弁をさせていただきますが、確かに文化というものとお金の問題、もうけという問題とはちょっと次元が違うこともあるというふうに思います。なじまないのかなというふうに思いますが、一応、税金が投入されている以上、丸つき採算を度外視するといったようなことはちょっと考えものかというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第72号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午前11時53分

---

再開 午後 1時00分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第73号議案の質疑を行います。

まず、5番、水野千代子君の質疑を許します。

5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 債務負担行為補正のハピネス・ヒル・幸田指定管理者指定管理料に要する経費16億円についてお伺いをいたします。

5年間の経費であり、1年間で割りますと、3億2,000万円であります。これは、町民会館、図書館、プールなどの施設の経費であります。平成18年度当初指定管理料の経費との差額約1億4,000万円でございますが、これを5年間で割りますと、年間マイナス2,800万円となりますが、削減への根拠はどのように算出されたのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 答弁求めます。

教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 削減の根拠ではありますが、本町の財政事情、非常に厳しい状況でありまして、指定管理の委託料につきましても厳しくせざるを得ない状況であります。

本町におきましても、過去に、近年といいますか、物件費、あるいは補助金等で10%、5%の削減をしてきたということでございまして、この指定管理料につきましても5%の削減ということで、年平均で言いますと3億3,000万、5年間で16億5,000万を提示しまして、文振協からこの範囲内の提案があったということでござい

ます。

提案の内容であります。収支計画の中で「質の低下を招くことにならないよう経費の削減に努める」ということであります。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 財政が厳しくて、それぞれの物件費等がそれぞれ10%削減している。指定管理のほうも同じようにということで削減をしていくという、このような内容であったかというふうに思います。

しかしながら、先回の契約から今回の契約、年間マイナス2,800万円の減でございます。この2,800万円の減をどこから削減するのか、また反対に捻出していくのか。それらは年間2,800万円と言うと、かなりの負担になってくるのではないかなというふうに思うわけでございます。

先ほど来、部長のほうは文化振興協会の運営に当たっては、プールも町民会館も図書館等もよい評価をしつつということでございます。やっぱりよい評価をしつつも、経費だけはきちんと厳しく削減してくよということでございますが、文化振興協会のほうは質の低下を招くこともないということでは言われているかもしれませんが、私は住民サービスへの影響は、これは出てくるのではないかなというふうに懸念するわけでございますが、この住民サービスの影響というのは私は多く出てくるのではないかなというふうに思うわけであります。当局としてはどのようなお考えを持っておられるのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 住民サービスの低下を招くのではといった御質問であります。

先ほど、収支計画、いわゆる今後の指定を受けるに当たっての収支計画というものが出来ておまして、その中で質の低下を招くことにならないよう経費の削減に努めるということで、住民サービスの低下というものはないというふうな提案を受けております。私どもも、そのような形で文振協の経営努力を期待していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 経営手腕が問われるわけでございますが、それではお聞きをしたいというふうに思います。

平成8年のオープンから今まででございますが、収支決算はどのようなであったかをお聞かせを願いたいというふうに思います。しかしながら、年数も多いわけでございますので、これは資料として提出いただけるかどうかということをお聞かせを願いたいと思います。

それから、オープン以来15年がたつわけでございますが、黒字決算というのはあったかなかったかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。施設別でわかれば施設別でお伺いをいたしますし、トータルならトータルでも結構でございますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） まず、資料につきましては、提出をさせていただきます。指定

管理が始まってからという形で出させていただきます。

収支の状況であります。済みません、私を手元に持っておるのが、過去、細かいといえますか、運營業務、今、手元の資料では、ちょっと施設ごとのデータがございませんが、例えば21年度で言いますと、収入合計、総トータルが、歳入であります。21年度につきましては、4億9,798万5,000円でありまして、歳出でございますと、4億9,772万7,000円ということで、若干の黒字というふうになっております。この資料につきましても、一緒に資料として提出させていただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今、21年度をお伺いしたわけですが、金額は結構ですが、18年度からの黒字になった、またマイナスになった予算というんですか、金額がわかればお聞かせを願いたいというふうに思いますし、例えば18年度から21年度、今、21年度は言われたわけですが、その間で、このように21年度は数十万円の黒字ということでしょうか。じゃあ、18年、19年、20年はどのようになっているのかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） ちょっと差し引きを今しないといけないわけですが、18年度の収入が5億172万7,000円、支出が4億9,864万1,000円ということで、約300万の黒字であります。

それから、19年度につきましては、歳入が4億8,990万5,000円で、支出が4億8,942万5,000円で、若干の黒字であります。50万弱ですか、黒字になっております。

それから、20年度、歳入が5億537万4,000円で、支出が5億252万4,000円ということで、これも約300万弱の黒字ということになります。

21年度は先ほど申したとおりでございます。

○議長（鈴木三津男君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） このように文化振興協会は努力をされて黒字経営ということにされているということになります。黒字経営であるから、予算を、今後の経費を削ってもいいということに私はならないのかなというふうに思います。

しっかりとした経営をされておられるからこそ、こういう結果であったというふうに思いますので、その辺のこともしっかりと見ていただきたいというふうに思います。

それから、本町の総合計画によりますと、重点施策は3駅プラス1でございます。3駅は、三ヶ根・幸田駅と、あと新駅でございます。後のプラス1はハピネス・ヒル・幸田でございます。このようなことの発展も本町は望むわけでございます。

そうすると、やはり公の施設の目的、サービスとか向上を達成するには、やはりある程度の私は経費も要るのではないかなというふうに思うところでございます。

そして、また働く人たちのスタッフの専門性とか技術とかやる気を出させるような、やはり経費も私は必要ではないかなというふうに思うところでございます。

この辺のところをかんがみまして、思うところは、やはり毎年マイナス2,800万

円というのは、私はかなりの経営の中での大変さが目に見えてくるのではないかなというふうに思うところがございますが、この辺についてのサービスの低下は文化振興協会としても落とさないということでございます。しかしながら、予算もかかりますし、またさまざまな自主事業も行いますと、それに伴う予算も、細かいところで言いますと、電気料・水道料、さまざまな予算もこれからかかってくるわけでございます。そう思うと、やはり負担は大きくなる、そして収入はある程度あっても、差し引きマイナスになってしまうというような、そういう物の結果になってしまっは大変かなと思うところでもあります。

文化振興協会もしっかり頑張るわけでございますが、やはりこの辺の経費のことももしっかりお酌み取りをいただき、働くスタッフの人たちが町民のサービスに還元できるような、そのような私は結果を持って見ていきたいというふうに思うわけですが、その辺のことについては当局としてはどのようなお考えを持っておられるか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 今回、5%の削減ということでありますが、これは文振協が赤字であったから削減するといったようなものではございません。町の財政厳しい折、文化振興協会のほうでも一層の経費削減をお願いしたいといったような観点でございます。

そういうような形で、文振協のほうからも、今後、私たちの経営手腕を信じてくれといったようなことから、質の低下を招かないといったような収支計画でございますので、文振協の経営手腕に期待をしていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、5番、水野君の質疑は終わりました。

次に、3番、大嶽 弘君の質疑を許します。

3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 歳出55款、私立学校等教育振興費の具体的な内容ということでありますが、若干、制度の面、この前、景気が悪いから云々という若干の説明がありましたが、制度面も含めて、もう少し説明をいただきたいということです。

それと、関連があるかどうかわかりませんが、この私立学校のほうへ補正予算を組んで、町内の小・中学校には整備の補正を組むような検討はされなかったのかどうかということ。

それから、もちろん予算の執行当たっては、緊急度・優先度というもので判断していくことになろうかと思いますが、各そういう要望が出ておるところもあると思いますが、その辺をどのように説明をして納得を得られているのかどうかを最初にお尋ねをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） まず、私立学校等教育振興事業の具体的な内容、また制度の内容ということでございますが、本町が行っております私立幼稚園の就園奨励費の補助事業につきましては、幼稚園教育の重要性から、幼稚園に就園を希望される方に対しまして就園の機会を保障する観点から、所得状況に応じて負担軽減を図ることを目的として、国の補助事業を受けて実施しているものでありまして、国の補助事業の内容としまして

は、補助率は3分の1でありまして、これも国の予算の範囲内で交付するといったことであります。

町の事業のもう少し具体的な内容を申しますと、町民税を四つの区分に分けました。町民税非課税、そして所得割非課税、それから所得割課税が2段階に分かれておりますが、それぞれの区分に子供の数をそれぞれ当てはめまして、かなり細かい区分になると思いますが、4段階で1人の子供、2人の子供、3人の子供、それから卒園した子に関しましては、2人目であれば新第2子といえますか、新第2子、新第3子といったようなことですが、20区分に分けてそれぞれ補助金の金額が異なっております。

今回、多額の補正をお願いするものであります。当初の補助対象は227名の予定でありましたが、96名と大幅にふえまして、323名となる見込みであります。これは、不況の影響かと思われそうですが、前年度の収入が減少したことが原因ではないかというふうに考えております。

それから、2点目の補正、いわゆる学校整備の補正についてということですが、学校の施設整備につきましては、特に子供たちの安全を確保する意味合いから、常に注意を払っているところでございます。

本年度に入りまして、あらかじめ計画をしておりました屋上防水や、急遽発生しました漏水の補修など、突発的なことも修繕を実施してきたところでございます。

補正予算につきましては、先ほど議員言われましたように、原則として年度途中において災害や政策の変更、制度改正など、必要やむを得ない場合に行うものであります。緊急性が高く安全性を確保しなければならないような事例につきましても、補正を検討するものであります。

今回、緊急性が高くて、学校に生活において特に安全性を確保しなければならない項目についても検討いたしました。学校からの意見も聞きましたが、今直ちに行うものはないということで、今回、補正を見送った状況であります。

○議長（鈴木三津男君） 3番、大嶽君。

○3番（大嶽 弘君） 次に、債務負担行為についてお尋ねしますが、最初の（1）については、水野議員から話が出ておりますので、私からは、もし町民会館から経営についてどうしても困ったというときに対する対処、心構えを御用意なさったほうがいいのかなということを申し上げておきます。

それから、以前、議会の中で基金の存在が議論されたように記憶しておりますが、これについて指定管理者と当局との間で活用する方法について、今後、議論の場というか、調整の場にしていかれるような方向性があるのかなのかということについてお尋ねをします。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 文振協への委託料の今後の状況であります。もし大きな経済的な変動等があつて、どうしてもやっていけなくなったといったようなことが生じた場合には、その対応はしていく用意はございます。

現在でも、基本協定の中でそのような項目も入っております。今後、基本協定は今調整中ではありますが、そのような形でもし何らかの事由によってとてもこの金額では運営

できないといったようなことが明らかであれば、それ用の対応はしていく必要があろうかというふうに考えております。

それから、基金の関係でございます。21年度末で約1億4,000万ほどございます。これは、いろんな状況に応じて、必要になったときには取り崩すといったようなことになっておりますが、現時点では、指定管理になってからの取り崩しはございません。

してはいけないということではなくて、文振協が私どものほうに協議を上げてといったような状況であります。若干、使いにくいような雰囲気があったかもしれません。今後、指定管理の金額も下げたということもございまして、修繕もふえてくるだろうということは十分承知がされます。当然、私どものほうでも大きな工事を対応していくわけでございますが、お客さん商売でありまして、急遽の大きな工事に対してはとても対応できない場合も想定されるかもしれません。そのような場合には、基金の活用も十分考慮していきたいというふうな形で、今後、文振協とも調整してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、3番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ちょっと聞いておりますと、1億4,000万円の基金が、即、5年間の指定管理料の削減分に相当する金額ということからすれば、この基金を使ってやりなさいよということで指定管理料を減らしたと、そういう図式が成り立つわけでありまして、その点はいかがかということでもあります。指定管理料の経費の算定と根拠ということで、そういうこともあるのかということでございます。

それから、人件費のベースというものが上がっているかというふうに思いますが、5年間、平成17年度ベースで指定管理費は計算をされて、5年間の指定管理を結ばれたわけでございますけれども、それが今回、平成21年度の人件費ベースになろうかと思っておりますけれども、その辺は人件費の件はどう盛り込まれているのかということでございます。要するに、この16億の経費の算定根拠をお示しいただきたい。

それから、文振協はシルバー人材センターと違って、シルバー人材センターは社団法人になっているわけでありまして、文化振興協会はそういう財団にも社団法人にも法人格を持っていないわけでありまして、しかし黒字を出すと、これは企業ですので、課税対象となるわけですね。

そうした点で、例えば先ほど水野議員のときに言われましたように、ずっと黒字続きであった場合、これは課税対象となるわけですね、税金が出ていくということになりますが、その辺はどうなのかということでもあります。

また、公の施設は、そうした黙契の対象とはならないわけでありまして、しかしこの指定管理団体について言えば、これは課税団体に入るわけですね。ですから、その辺はどういうふうに管理運営の点でやられているのか、お伺いをしたい。

次に、福祉施設整備基金の件でございますけれども、今回、9月議会に引き続いてまた積み立てということでございますけれども、この活用についてはどのような計画がされておるのか、お尋ねしたい。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） まず、16億円の算定根拠であります。先ほど来申しましたように、私どもは5%削減ということで総額を提示をさせていただいたものでございます。文振協のほうからこの範囲内でいろんなことを検討しながら、内訳もあるわけですが、文振協が独自で検討されてできたというふうに思っております。

人件費につきましても、例えば単年度で申しますと、今年度、例えば23年度で言いますと、今年度よりもふえている状況であります。ということで、恐らく将来5年間にわたっての人件費の上昇等も考慮しながら積算したのではないかとというふうに、これは推測をしているところでございます。

また、黒字に対する課税問題でございます。税金を払うのは文振協であります。文振協が税金を払っているといったことも聞いております。

黒字の内容、どの程度が課税対象になるのかは私どもは承知はしておりませんが、これも経理士さん等の委員さんが入っているようでありますので、相談されて税金対策を行っているというふうに聞いております。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 福祉施設整備基金の活用の方であります。

これと言って、現段階で想定されるのは、以前からも申し上げておりますけれども、わしだ保育園のこちらの増築、これはやり遂げていかなければなりません。

現段階では、充当事業としては、その例だけかなと思っております。実際、私どもは緊急的な事業といたしましては、保育園等におきましても多くの借地を抱えております。これは、更新のたびに常に売っていただくようお願いをしておるわけでございまして、そういう話ができれば、速やかに買えるような確実な財源として積み立てていきたいと。

また、そのほか福祉施設等の老朽化も進んでまいってきておりますので、大規模な改修等、そういうものがタイムリーに行えるように、そのときの財源として積み立てるものであります。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 済みません、一つ答弁漏れがありました。

基金、今、21年度末で約1億4,000万ほどあるわけですが、このお金を削減分で使うのかといったようなことが想定されると言われましたが、そのようなことはありません。この基金につきましては、あくまでも通常の運営経費に充当するのではなく、緊急な工事等、やむを得ない場合に切り崩すといったようなことを考えております。

この辺につきましては、今後、文振協のほうとも十分協議をして、使いやすい形で活用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 算定根拠の財政削減の5%分と21年度末の基金がちょうどとんとんということですよ。平成18年度の方、指定管理料と比較をすると、そういうふうになっている。ところが、この1億4,000万円は緊急的な工事に対応ということでございますけれども、じゃあ緊急的な工事というのは何なのかということでございます。

50万までは文振協の範囲の中で工事ができるわけでありますけれども、それ以上になると町の責任でやるわけですよ。ところが、その基金を活用するということですか。

今までの5年間の財政運営について言えば、3がついておりますよね、事業評価の中で、文教福祉委員会のときに出されました資料ですよ。

そのときにお聞きしたときに、この事業評価の中で5がついている、例えば福祉部において言えば5がついているのではないわけですが、教育委員会のところでは自主事業の中で5の評価がついているよと。ところが、この収支状況の中ではなぜ3なのかと、それまではずっとほとんどが4、5がついているのに、なぜ収支状況が3なのかということをお聞きしたところ、これは普通だと、これが当たり前の収支状況だという説明を受けましたよね。

そうしたら、今までの事業評価の中で5年間で17億3,800万円でほぼほとんどの黒字か、ちょっとした黒字で運営をやってきたわけですよ。ところが、今度は16億円でやらなければならない。そうしたら、この収支状況はどうなりますか、やれるんですか。人件費ベースだっただけ上がっているとおっしゃったわけですよ。じゃあ、この1億4,000万円の基金を活用しなければ、文振協の経営はどうなるんですか。

民間活力をなさよという、そういう趣旨の中で指定管理者制度が始まってきたわけでありますけれども、幸田町の場合は、その当時、やはり公の施設であるから今まで文振協が頑張ってきた。そういう中で、何とかその方向で指定管理者として指定をしていきたいという、そういう方向の中で私たちも賛成をしてきた経過があるわけですが、しかし今回のこの5年間の指定管理料を見るならば、劣悪な条件の中で職員を働かせ、そして自主事業もやりなさい、あれもやりさいと、経営努力なさい。でも、1億4,000万も減らされたら、どうやって経営努力で補えるのかというような、ちょっとしたマジックがなければとても経営できないというような数字なんですけれども、これでやれというのが不思議だなとだれしもが思うわけであります。

財政が厳しいという中で、とにかくなぜ指定管理が導入をされたのかというのは、経費削減で導入されたわけですよ。その経費削減のその指定管理料を設定をし、そして5年間経営をしてきた。その経営の収支状況が3だという状況で、評価はBですよ。評価はBで3、普通で何とかやってきたというところのこういう事業評価が出ながら、これからの5年間は5%削減でやれよと、そしたらどんなに頑張ったってできないというようなことが、この評価とこの指定管理料の金額から想定できるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、福祉施設整備基金でございますけれども、5,000万円を新たに積み立てて、今年度で8,000万円の基金になるわけですよ。それがわしだ保育園の増築に充当したいと、当面の充当事業はそうだとということでありますけれども、当面の充当事業はわしだ保育園、それからことしの猛暑に対応する暑さ対策でのエアコン、これ3・4・5歳児の27室がまだ未整備でありますよね。

そうした子供たちの保育環境の整備という点からすれば、夏休みがあるわけなし、一日を過ごす、そういう保育環境をやはり対応すべきだというふうに思うわけですが、これは基金ではなくて一般会計できちっと来年度予算に編成をされたのか、それ

ともエアコン整備のこういうのも盛り込んでおられるのか伺いたいということと、わしだ保育園でございますが、文教福祉委員会の管内視察のときにもいろいろ見てまいりましたけれども、現在のあのわしだ保育園は昭和54年に建設をされた建物でありまして、現在の新しく整備された深溝保育園や菱池、大草等の保育園整備の基準からすれば、廊下面積等とか、いろんな基準が非常に劣るわけでありまして、そういうことからすれば、壁面にも亀裂が入っている、そして倉庫も少ない、そしてトイレの状況、遊戯室の面積基準も満たない、そういうような状況になってきているわけでありまして、私は増築というスタンスではなくて、やはり新しい場所での新しい園舎をつくっていく、そういう視点に立たないと、今の園舎を増改築してもなかなかいいものはいかないというふうになります。30年以上も前の建物になりますので、やはりこれからの継ぎはぎの園舎ではなくて、もう少し新しい園舎にしていくべきではないかというふうに思います。

来年度では基本設計に入るわけでありまして、方向性を出さなくてはならない。そういう時期に、ただ単に保育室を減らす、増築にするのか、それとも新しく園舎を建ててニーズに合った園舎にしていくのか、その点をお聞かせいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） まず、基金を工事費に充当するのかといったような御質問でございます。

工事費、今までで言いますと50万円以上の工事費は町が持つといったような形で来ております。今後もそのような形でやっていきたいと思っておりますし、来年度も3館合わせて、まだ金額は固まっておりませんが、今年度並みぐらいの予算は確保していきたいというふうに考えております。金額はちょっと忘れましたが、3館で2,000万ほどというふうに記憶しておりますが、だから町が行う、行わないで、基金を使って文振協が工事をやるのかといったようなことでございますが、これは緊急、いわゆる大きな事故、ある例で言いますと、ほかのところですが、プールの天井が落ちたとか、機械が古いものですから、照明が急遽ダウンしたとかといったような緊急性を要する場合には、この基金を活用して、もちろん私どもの予算があれば執行するわけですが、なかった場合には、補正が間に合えば補正をするわけですが、お客さん商売でありますので、そういう場合には基金を使って手当てをしていくといったような方法も考えております。通常の運営費に使うとか、この基金ですべて工事を賄うといったような考えではありません。

それから、もう1点、予算から人件費など大丈夫かと、文振協の経営は大丈夫かといったような質問でございます。

私どもは総額を提示しまして、その中で、文振協のほうは「私どもはできます」といったことでの提案がされましたので、それを信じて文振協の経営手腕、なかなかいいものがあるというふうに思っておりますので、期待していきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 参事。

○参事（杉浦 護君） 福祉整備基金の関係でございますが、基本的な収支につきましては、先ほど健康福祉部長が申し上げたとおりでございます。

前回の議会におきましても、今、議員がおっしゃられますように、保育園の今回の猛

暑の関係につきましてももう少し整備をするというような御指摘もいただいております。

現在、そういったどこら辺までができるかということにつきましては、現在の来年度の予算編成の中で今検討を進めさせていただいておりますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

それから、わしだ保育園の関係でございますが、基本的にはこれはまず確かに老朽化してきておる、またそれから該当の地域の子供さん方の増加、そういったことも見据えて、今後、増改築をしていくのが適当であろうということで、今、進めさせていただいております。

具体的には、改築、一度壊して新たにつくったほうがいいんじゃないかという御意見かもしれませんが、基本的には今私どもが考えておるのは、そういった子供さん方の需要にこたえていく、またそして若干施設のほうも手を加えていきたいといったような考え方で思っております。

具体的なことにつきましては、今後、よく調整をして考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 50万以上の施設整備に当たっては、幸田町の責任で計画的に整備をしていくのが、これは基本ですよ。

ですから、文振協は指定管理の中で管理運営をやるわけでしょう。施設整備について言えば、幸田町が責任を持って計画的に整備計画を出してやっていかなければならないわけですから、私はこの基金で緊急のときに対応していくというのは、これはおかしな話だというふうに思いますが、その辺はどうなのでしょう。

その辺の基金の活用について、文振協の裁量にこれを任せて、どう使ってもいいという、そういうふうになっているのかどうなのか、あわせてお聞きしたいということになります。

それから、わしだ保育園の増改築についてでありますけれども、現在の施設を増築をして、そして保育園児の急増に備えたいよということでもありますけれども、やはり保育園の適正規模というのがございます。

そういう中で、これから人口もふえてくるという中で、幸田小学校区の場合は人口急増地でありますので、ですからそうした点で言えば、老朽化した園舎を幾ら増改築をしても、あれも足りない、これも足りないというふうになるわけでございます。

そういう点からすれば、新しく場所を選んで、そして別の地域のところに保育園を建てて対応するというのが、より予算投入でも効果的にあらわれるのではないかと思いますけれども、その辺はやはりもう早くに結論を出さないといけない時期に来ているわけですが、これは私は町長にお聞きをしたいというふうに思っております。

やはり、あそこのわしだ保育園の現在の定員をさらに園児のふえた対応をしていくとなれば、遊戯室の基準だってすごく少ないわけですね。ですから、今の基準で言えば、200平米は必要な対応になってくるのにもかかわらず遊戯室が狭い、それに各保育室も狭い、廊下も狭い、老朽化もしている。こういう中で、どう進められるのかということこ

とでございます。

そうした点からすれば、より効率的にやっていくためには、新しい園舎の建設ということがより望ましいのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 基金と工事費の関係についての御質問であります。

もちろん工事費、大きな工事につきましては、当然、町が施工していくべきものというふうに思っております。

ただし、予算、例えば年度末でもいいわけですが、例えばの話でいきますと、年度末に当初予定していた工事をおおむね終了した後、緊急的に、例えば調光装置が壊れたとか、ワイヤーが切れたとかといったようなことが生じた場合には、とってお客さん商売でありますので、余り長い間休館していくわけにもいかない、予約も入っているといったようなことから、早急に町が予算がないにもかかわらず工事をやっていく必要が生じる場合も想定されます。

そうした場合には、基金を使ってといったようなことを想定しておりまして、この辺につきましては、今現在でも基本協定の中で基金の活用方法について規定はございますが、今後の基本協定の中におきましても、基金の活用について、特に有効活用について十分調整して有効な活用に配慮してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） わしだ保育園の増改築の問題でございますけれども、丸山議員は新しいところをというお話でございますけれども、現在の23年度予算、24年度予算を想定して考えますと、新たに場所を選定してつくるだけの余裕がないだろうというふうに思っています。

要は、今、基金に積んでおります、5,000万ずつ大体積んできておりますけれども、それに基づいて用地、それから増築ということで当分やっていかないと、新たな場所で、とても先ほど申し上げた余裕がございませんので、今のところはそういう考え方でおります。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ワイヤーが切れるとかそういうことは、毎年のチェックで、これは十分対応できると。緊急性の高いというのは、よっぽどでないかないというふうに思いますよ。やはり、施設が老朽化してくれば、定期的に点検をして、安全チェックをして、特に豊田のプールみたいに天井がどかんと落ちるなんて、そういうようなことはよっぽどでないかないわけですから、そうした点においては、私はこれはきちっと基金活用の、これはどう答弁されようと、この財政削減の5%がこれに充当されたのかなというふうに思わざるを得ない。

それから、町長にお聞きしたいと思っておりますけれども、幸田小学校区は人口急増地であります。その中で子どもの権利条例の具体化として、やはりあの場所に子供たちの施設を考えるべきではないでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 削減分を基金で充当というふうに考えざるを得ないといったよ

うな御質問でございます。私どもは、そのようなことは一切考えておりません。

指定管理料は、今まで5年間、そして今回認めていただければ、さらに5年ということですが、その5年間ですべての基金を使い切っちゃうといったようなことはいかがかなというふうに思います。

もともとが法人化のためのお金でありましたが、法人化も難しいということで、今、そのまま実質活用されていない状況であります。これを運営経費に充てるのはいかなものかなというふうに思います。運営経費につきましては経営努力をお願いするということで、緊急なもの等にすぐに使えるような形で考えていきたいというふうに思っております。

当然、毎年、いろんな施設、保守点検等をやっております。計画的にワイヤー等も変えてはおりますが、それでも予期しない事例が発生することは十分予想されます。そういうような形で、施設整備を中心とした有効な活用ができるよう、文振協とも協議してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 丸山議員が今、幸田小学校区が非常にマンモス化というようなことで、新たな施設と申しますか、そういうものをどうかと、子ども権利条例で。

私は、幸田小学校区に限らず、子どもすべての権利条例でございますので、あえてそちらのところにそういう施設をつくるというんじゃなくて、全体的にもう少しよく考えさせていただいて、権利条例に基づいてそのようなものを考えさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午後 1時50分

---

再開 午後 1時59分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ハッピーネス・ヒル・幸田の指定管理料が5年間で1億3,800万円削減をしたと。話をすらっとすらっと気を使わんで聞いとると、文振協が勝手に持ってきたと、文振協が自分でその16億円を総額提示してきたよと、こういうような受けとめ方をするわな。

肝心かなめの関所でとめて、5%削減せよと悪代官行政やったから、悪代官でやってきて、締め上げられたいかんからといって16億にしたわけであって、そのことによって、じゃあ運営上どんな問題があるかと言ったときに、問題はいろいろここまで出ておっても、総額提示されて、その枠の中におさまって、いや、あれもサービス低下します、これもサービス低下しますと言えば、できが悪いな、物が悪いなと言われることはわかつとるわけです。じゃあ、その16億が提示されたときに、16億の内容をきちんと精査したか。答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 16億の内容は、単年度で3億2,000万ですが、私どもの最初の提案は3億3,000万で提案をいたしたものでございます。その中で、単年度の予算案というものが出されたということでございます。中身を見ますと、人件費は、先ほど申しましたように、平均単年度では上がっておりますが、物件費関係では下がっているといったような状況であります。

詳細に検討したかと言われますと、どこまでが詳細かわかりませんが、私どもとしては点検といいますか、内容を吟味したつもりでございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 人件費はそれを現状維持だよ。人件費の中に退職手当積立金をやっとするわな。ちゃんと確保できるだけの退職金をしてあるか。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 退職の積立基金、今、約1,000万円弱、これは去年の末であります、積み立てをしております。

今回の予算書というか、収支計画、また予算案の中では、基金についてのことは記載はございませんでした。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 結局、そういう基金にすぐ目をつけるわけだ。それは言ってみれば、職員の福利厚生施設を含めた福利の厚生、あなた方だってそう、総額の中に退職給与引き当てというものをやっとするわけだ。それと同じようなことをやったら、1億3,800万じゃ足らんわけだ、切られちゃったら。そうしたら、今まで積んでおいたものを、崩すことはないだろうとは思いますが、今までどおり積み上げていって、積み上げてというより、ちゃんとやって退職したときに、町の職員の10分の1以下だ、水準は。その水準さえも確保できるかどうかという問題。

それから、もう一つは、嘱託職員に何で夏・冬に1カ月出ないのか。そうでしょう。非常勤には出ても、水準は低いという点でいけば、そういうトータル的なもので人件費というものを、表向きだけの問題での考えじゃなくて、人件費がカットされる。

それから、もう一つは、今、業者を随分泣かしたわけだ、現実にはな。50万以上は、あなた方が勝手におやりになるわけだ。しかし、50万以下の中で、その営繕の関係で十分な人が手配できれば、30万円のもの10万円ぐらいの段階で手が打てるわけだ。だけれども、そういう手配も、できるだけ範囲、金がねえわけだ。ないそでは振れんと。

あなた方が文振協にないそでは振れんから、そでに合った重さのものを持ってこいよと言ったら、16億だと。文振協は、ないそでは振れんから、・・・どンドンどン経費が重なるけれども、早いうちに手だてをすれば10万円で済む。しかし、それさえもできないようなという点でいけば、チェックしたあなた方がどうチェックしたのか。これから始まりますよ。これから始まるやつですから、十分、私は物を言わせてもらう。やったか。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 退職に引き当てた積立基金につきましては、今回の予算の中で今までと同じ80万が計上されております。これにつきましては、文振協が独自に今まで自分たちの資金で積んできたということでありますので、私どもがどうのこうの言うことは一切できませんが、この80万が適当かどうかということについては私はちょっとよくわからないので、回答は控えさせていただきます。

それから、人件費関係で、嘱託の人に賞与がないといったような御指摘であります。私ども、確かにそのとおりで、これも町に準じて、町でも嘱託に関しましては賞与はないという形で、同様の措置をしているということを聞いております。

業者泣かせということではありますが、確かにそういう再委託料、いわゆる私どもが文振協に指定管理として委託をして、さらに文振協がいろんな施設点検等の再委託をするということの再委託料であります。今までよりも下がってきております。再委託に関しても、再度精査してやっていくということでもあります。

それから、もう1点、修繕の件であります。50万以下は文振協の方々が行ってみえるわけですが、それ相当の人も手配しているということでもあります。

早目に手だてすれば、議員言われたように、今まで例えば30万かかるものが、早目に手だてすれば10万で済むといったようなことも十分考えられます。

そういうような形で、文振協のほうでも早目の対応をしているといったようなことで、体制が動いていくのではないかというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私も現状を十分熟知して物は言っておりません。しかし、あなたは私以上に全然わかってへん。

例えば、営繕の関係でも、常駐している人間を1人から2人、2人から1人という形でやられていけば、気軽に、おい、頼むわと言え、すぐできるものが、2人から1人になってくれば、どんどんどんどん先送りされるじゃないかと。そういうところの負担がかかってきますよと。そうした点も含めて、これは文振協の中の問題だ。中の問題だけれども、そういうふうに迫られた16億円だという認識を持たなあかんのだ。大もとでぐっと首締めておいて、あんなもの首締めたって息しとるから手足動かせよと、そういうことを言っとならぬと同じだぞ。

もう一つは、1億3,800万の埋蔵金、あなた勝手に使うようなことをばばばば言っとならぬけれども、協定を結んどるでしょう。埋蔵金に手をつける場合は、文振協と幸田町が相協議して協定を結んでおるわけだ。相協議して使いましょよという協定。

それと、もう一つは、9月の決算で、監査委員にこの扱いについて、あなた、監査委員はどう思うかと私はお尋ねしました。監査委員は、今までの経過から言って、文振協がお使いになる、文振協の管理のもとに置くのが一番いいじゃないかということになると、あなた、埋蔵金なんかやりたかねえと、おれも関与させよと、こういう趣旨だ。だけれども、それは文振協に管理をさせて、どうするかはあなた方が考えたほうがいいですよというのが監査委員の考え方ですよ。

だから、そういった問題も含めて、きちんと協議がされていないということだけ申し上げて、次に入っていきます。

今、築後15年たつわけだ。21年度決算でお尋ねいたしました、1件50万円以下の修理工事費、21年度は、年間、件数がどれだけあって、総額幾らでしたか。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 50万以下の修繕でございますが、町民会館につきましては、50件で624万円、プールにつきましては、30件で269万9,000円、図書館につきましては、11件で27万7,000円、そして屋外施設につきましては、18件で296万ということで、総額、ちょっと計算が、私の記憶だと1,300万ほどかなというふうに記憶をしております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 若干、決算のときと数字が違う。その数字が多いの、少ないのということを申し上げているわけではない。要は、経年劣化していくわけだ。経年劣化したときにできるだけ早く手を打とうと思ったときには、文振協が50万じゃなくて、使い勝手も、いろんな問題があるから、50万以下、ほかっておきゃ50万超えちゃうわけだ。超えたら町がやればいいんだわ。だけれども、それじゃあ良心が痛むから、心が痛むから、あなた方と違って、心が痛むからということでやったら、どんどんどん自分ところに振っちゃう。

だから、それでいくなれば、1件50万円以下の年間の件数を制限したのか、あるいは上限額を設定したのか、それを超えた場合は町が管理料とは別に交付金対応をするかどうか、そこら辺をきちっと押さえとかなあかんですよ。そのぐらいのことをやっとかんかったら、文振協の責任にどんどんどん押しつけられたら、もともと前回でいけば3億4,800万だ、今期は、1年間。それがどんと抑えられたときに、その1,300万円がこの予算の中の比重が3.5%から4%を超えるわけだ。

総額は抑えられたけれども、工事費がどっとふえてくれば、その占める比率は高いわけなんで、それは管理料とは別に交付金化の問題も含めて、これは、50万円以下は施設の設置者責任じゃねえんだわ。それはどこで線を引いたかという線の引き方の問題で、基本的には設置者責任、あなた方の責任にあるわけだ。

だから、そういった点からいけば、1件50万円の件数と金額を抑えて、それを上回れば50万円以下でもやっていくという、もしもやっていかんかったら、これとは別に交付金を出すという点はきちっと押さえておく必要がある。今後、十分協議をされてそういう仕組みをつくるかどうか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 教育部長。

○教育部長（牧野良司君） 確かに、年を経るごとに諸修繕がふえてくるといったような状況であります。今現在でありますと、伊藤議員が言われましたように、50万円以下はすべて文振協の責任においてといったような状況でございます。

今後、この修繕が文振協の経営を圧迫して、通常の実施事業のほうにも響くようなことにならないような形で、文振協とも十分協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ぜひ、1件50万の件数の総件数と金額は頭打ちを、上限は決める

べきだと。あなたも言われたように、そうした点も含めて、今後、文振協と協議をして、文振協のお荷物にならないような、古い施設を背負わせたなど、それは親心で、管理料とは別に交付金で対処するよと、それが重い荷物を担わせた親心だで、そういうことも含めてちゃんと協議してちょうよ。

ということを上申すると、ずっと今までの午前中からの議論でいけば、文振協が経営努力した。経営努力して黒字になったら、召し上げちゃうと、結果的にはそうでしょう。それで、5%削減。じゃあ、何のために指定管理をやったかと言ったら、あなたは知恵と工夫と努力して、もうけたかったらもうけなさいよと、しかしあまりあこぎなことをやるとおれらはチェックするよという仕組みの中で、自分たちはそういうあこぎなことをせず職員を削るような努力の中で黒字を出したら、ああ、おまえら成績いいな、上できだな、それじゃあ召し上げていくわと、どっかの議論と同じだがや。

召し上げていって、財産処分しちゃえと。財産処分されたら、借家に住んでいけばいいじゃねえかという議論と一緒に、あなた方。そういうことをやるよということを上申して、時間がないので、次に行きます。

そうした点からいけば、そもそも財政調整基金とは何ぞやと、これは一般質問でやりました。そういう中で、今回、また当初予算で見込んでいた3,300万を取り崩さずに戻しちゃったと。資料請求したら、何だ幸田町はと、周辺の市町よりも断トツに多い財政調整基金じゃないかと。全部言っとくのは申しわけない、近隣の市町、あるいは類似団体、全部で幸田町を含めて6団体、人口3万から一番多い隣の蒲郡の8万、押しなべて20億円程度。幸田町は37億だ。片や、近隣の市町や類似団体が大体押しなべて20億円程度の基金でありながら、幸田町は37億円だということであれば、私は基金を活用しながら住民の暮らしにどう有効的に活用するかということが問われてくるわけです。

そうした点で、これは私が申し上げているのは、資料請求ですよということで、資料が出されましたから、その資料に基づいて、今申し上げた内容があるという形の中で、じゃあそれをどう活用するかというのが、ここの中の4番目です。いよいよ総務部長の出番だ。

予算の中では、320万円、町が指定をした避難所62カ所、このうちいまだ地デジ対応がされていないのが39カ所ありますよね。今回の320万円で地デジ化の対応をすると。これ、問題はどのような対応をするかです。説明がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） まず、財政調整基金の関係でございますが、近隣の中で残高が非常に多いという御指摘ですが、これは逆に言いかえますと、このたびの不況による減収補てん債、これを20年・21年に、その減収に応じて起債を起したということでございます。その額が幸田町は非常に減収幅が大きかったということの、これは裏返しでございます。だから、ため込んだということではなくて、幸田町の減収幅が非常に大きかったというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

したがって、国とは違います。国は、必要なとき、必要なだけ借入れが起こせますが、幸田町は、市町村は、減収のあったときのみ起債が認められております。

そういうことで、減収補てん債につきましては、20年・21年、この2カ年で21億の起債が起こせたということで、それをそっくり財調に積んだということでございます。

したがって、これ以上の減収はこれからのわけでございますので、この減収補てん債を長引く不況、税収が思うように回復しない、数年間にわたって小出しをして財政の調整に充てていくという貴重な財源でございますので、これについては決してため込みではないということでございます。

これについては、来年、再来年の行政水準の維持、福祉の水準維持のために活用してまいる予定でございます。

次に、地デジの関係でございますが、従来、避難所65カ所ございまして、そのうちの集会施設が39施設、それぞれに災害情報を視聴するテレビが大体のところは設置されておるといふ状況でございます。しかし、来年の地デジ化によって、今現在見ておるアナログテレビが視聴できなくなるという状況が発生してまいります。

これは、災害にとっては非常に大事な災害情報が視聴できないということでございますので、これらにつきましては、町が全額費用負担をし、災害情報が地デジ対応以降も見れるような体制を考えております。

具体的には、アンテナ設置、同軸ケーブルの配線で、従来のテレビを引き続き利用しようと思えば、チューナーの設置ということ、この3点セットを全額町で面倒を見ていくということで、主な集会施設について今回補正予算で上げさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 減収補てんのことを言っとるけれども、減収補てん以外、あなた、へ理屈つけて臨財債、財政対策債、理屈つければ幾らでも借金してきたじゃないか。そうでしょう。今回はたまたま減収補てん債21億やって、要はわかりやすくいったら、借金して、借金した金額をそのまま貯金に回したよと。貯金に回したら、借金のつけ払いは住民がやりますよということなんです。今後一切減収補てん債はないだろうと、ないかもしれん。しかし、財政対策債、臨時財政対策債、そんなもの、借金する名目は幾らでも出てくるわけだ。それをため込みじゃないと言われるが、ため込んだわけだ。

だから、そういった点からいけば、あなたは言葉をごまかしているいろいろ言っとるけれども、借金をする道なんか幾らでもあるわけだ。たまたま一つだけの問題を取り上げて、今後一切借金はできませんよと、ばかなこと言うな。

要は、地デジの関係からいけば、320万円やるのは、ケーブルでおやりになるか、アンテナでおやりになるか、テレビがアナログだからチューナーでおやりになるかと、その3点セットだと。それは、3点セットの一番安いやつだわな。

肝心かなめの地デジ対応のテレビが、じゃああなた65カ所と言ったけど、いつから3カ所ふやした。これが私どもがもらっとる洪水ハザードマップだ。ここは62カ所だ。ないしょで3カ所ふやしたら、3カ所ふやしたところをちょっと教えて。それはいいや。

だから、要は、アナログ対応のテレビが、そこにはチューナーですよということではなくて、地デジ対応のテレビを23区同じ規格で全部1台ずつやらせと、それは財調を

使えば十分できるじゃないかと。それも、町外の業者で一番安いところ、どんどんどんどん町外の業者で安くやらせようということじゃなくて、町内の業者で入札をきちっとやって、それで地元経済も潤うような、地元にも喜ばれるような、そういう施策は展開できませんかということなんです。

320万がいいとか悪いとかと言ったら、ただ320万の予算の範囲では十分な手だてができませんよと。したがって、もう一步踏み込んでやっていくおつもりはないですかと、金がないと言うなら、断トツの37億円があるじゃないかと、活用することに知恵出さないよと、こういうことなんですわ。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 町税の総額が平成19年に93億5,000万あったわけでございます。それに対しまして22年度は、この12月の補正で72億5,000万、21億円の減少でございます。この21億円の減少は、普通建設費を幾ら圧縮しても、これはカバーし切れない金額でございます。

したがって、毎年、10億円の基金の取り崩しをして年度予算の編成をするわけでございます。財調が37億ということは、3年はもつかなという規模でございます。景気が必ず回復すれば、こういった心配はないわけですが、この景気回復が読めないと、見込めないということであれば、非常に持続可能な行財政を目指す上では、やはり一定額の財調の残高を必要とするという理解をいたしております。

次に、地デジの関係でございますが、避難所につきましては、大草コミュニティホーム、大草南コミュニティホーム、六栗コミュニティホーム、この3カ所が追加されまして、62から65に避難所がふえたわけでございます。

3点セットでは不十分だと、テレビ受像機本体をこの対象にしてはどうかという御意見でございますが、見れるテレビはまた引き続き見るということが、やはりこれは捨てればごみになりますし、まだまだチューナーをつければ見れるテレビ、それをあえて廃棄して地デジ対応テレビに切りかえるというようなことは、やはり無駄ではないかなと、見れるうちは見ていただくということが基本、災害情報が視聴できれば最低限の保障になるということで考えております。

しかも、本来であれば、これは集会施設の備品であります。それを今回、避難所ということで特例扱いをいたしまして、備品に対する対応を側面的ではございますが、今回、見させていただくということでございます。やはり、そういった他の避難所でない集会施設等のバランスも考えれば、この範囲が一番妥当ではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） もう時間がないんであれですけども、町長にお尋ねする。

じゃあ、町が避難所を指定したのは、地元から、わしのところの集会施設をぜひ指定してくださいと言ったのか、あなた方が勝手に指定したわけでしょう。それを地元の集会施設だから、これは一般備品で対応していかなまづいですよなんて、そんなものはへ理屈なんだわ。

要は、そうしたときに、アナログテレビをぼんとしちゃうと廃棄物になるよと。アナ

ログテレビは、使い道はまだほかで活用すればいいわけだ。要は、町として同一の規格できちっとした条件の中で災害対策、難民をつくらない対策をどう進めるかということなんで、あれこれあれこれへ理屈並べてもらわんでもいいわけだ。

そうした点で、要は実施しないと言うなら、実施せんでもいいんですよ。後は地元が考えて、地元が災害難民になればいいじゃねえかと、こういうことになるので、そういう話はやっぱり町長、あなたの出番ですわ。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私どものほうが、町がつくって地域にお願いをして管理していただいている、そういう避難所も、私どもが地域の避難所として指定しているわけでありまして、全体的に見まして、その中の特定の地域だけ、行政区の中核となるところだけ地デジ対応をさせていただくということでもあります。

全体的にテレビまで全部買って差し上げる、伊藤議員はそういうことをおっしゃったと思うんですけども、現実にもう設置されているところもありまして、それは自分のところの区でお買いになって設置をされているところもあるわけでもあります。最低限度の、私どもが町としてお願いする入り口までを町が全部やりまして、後の現状のテレビを活用いただいて、チューナーだけつければ、それで地デジが同じものが見られるということでございますので、当分はそのような形をお願いをしていきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第73号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第74号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第74号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託についてお諮りします。

ただいま一括議題となっております第54号議案から第74号議案までの21件は、会議規則第39条の規定により、お手元に印刷配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員長は、ただいま付託しました議案の審議結果を12月21日までに取りまとめ、12月22日の本会議にて報告願います。

委員会の会議場は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、よろしく願います。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、12月22日水曜日午前9時から会議を再開いたしますので、よろしく願います。

長時間、御苦労さまでした。

散会 午後 2時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成22年12月13日

議 長 鈴 木 三津男

議 員 夏 目 一 成

議 員 浅 井 武 光